

第3次相模原市消防力整備計画（案）
（令和2年度～令和9年度）

相模原市消防局

目 次

1 総 則 ----- 1

- (1) 計画の趣旨 ----- 1
- (2) 計画の位置付け ----- 2
- (3) 総合計画における SDG s を踏まえた施策の推進 ----- 4
- (4) 計画期間 ----- 5
- (5) 基本理念 ----- 6
- (6) これまでの取組（旧計画による取組成果等） ----- 7

2 本市の人口推移と将来推計・地勢と気象等 ----- 16

- (1) 本市の人口推移と将来推計 ----- 16
- (2) 本市の地勢と気象 ----- 18
- (3) 都市基盤の整備状況等 ----- 19

3 消防力と災害の現状等 ----- 21

- (1) 本市消防力の現状 ----- 21
- (2) 市街地、人口・世帯分布及び災害発生分布の状況 ----- 28
- (3) 災害発生件数の推移 ----- 34
- (4) 現場到着時間の状況 ----- 37
- (5) 救急需要の現況と救急件数の将来推計（救急需要の動向等） ----- 39

4 消防力を強化するための取組 ----- 48

- (1) 取組の体系 ----- 48
- (2) 取組の具体的内容 ----- 49
 - 取組 1 消防署所の整備・配置 ----- 49
 - 取組 2 救助活動等拠点施設の整備 ----- 55
 - 取組 3 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化 ----- 56
 - 取組 4 消防団機能の充実 ----- 59
 - 取組 5 消防通信の高度化と情報収集力の強化 ----- 61
 - 取組 6 消防水利の整備等 ----- 62
 - 取組 7 効率的な人員配置等 ----- 63
 - 取組 8 消防職団員の教育訓練等の充実強化 ----- 64
 - 取組 9 消防防災ヘリコプター導入の研究 ----- 65
 - 取組 10 火災予防体制の充実と危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）
の事故防止対策の促進 ----- 66

取組 11 消防広報の充実	69
取組 12 救急需要増加等への対策	70
取組 13 救急高度化の推進	72
取組 14 市民に対する応急手当の普及啓発	74

5 まとめ（計画の推進）	75
--------------	----

用語の解説（五十音順）	77
-------------	----

1 総則

(1) 計画の趣旨

第2次相模原市消防力整備計画（以下「旧計画」という。）を平成22年3月に策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を最大の目的とした基本理念や「火災被害の軽減（延焼率の減少）」及び「救命率の向上」という2つの成果指標を設定し、消防力を強化するための各施策に取り組んできました。

社会経済情勢の変化の中、災害や事故の様態は大規模かつ複雑多様化の傾向にあり、さらには、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生はもとより、テロ災害や国民保護法制の対応等、引き続き、消防に期待される役割は大きいところです。

平成22年の旧計画策定から10年が経過し、この間、圏央道の開通や相模総合補給廠の一部返還、橋本駅周辺にリニア中央新幹線の駅設置が決定するなど、様々な環境が整いつつも、少子高齢化の進行等による義務的経費の増大や人口急増期に整備した様々な公共施設の老朽化など、本市を取り巻く様々な環境も変化しています。市税収入の増加が期待できない一方で、社会保障制度の見直し等に伴う義務的経費は増加が続いており、引き続き、効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。

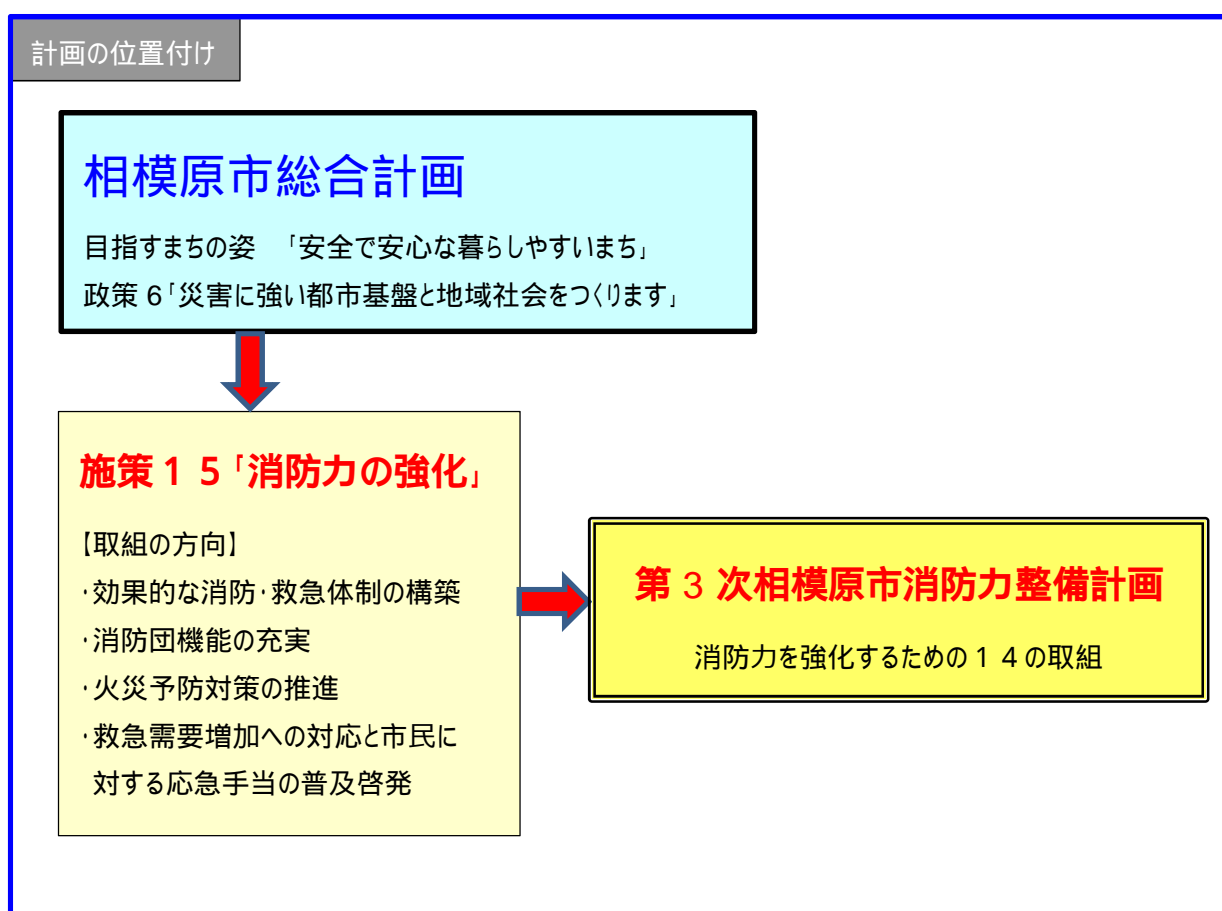
災害の発生状況を見ると、火災件数は、減少傾向にあるものの、救急件数は増加の一途をたどり、救助件数・各種災害件数も緩やかな増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出場も増加しています。特に超高齢化の進行により、更なる救急需要が見込まれ、救急体制の充実など救急需要増加への対策は、引き続き、喫緊の課題の一つです。

こうした中、都市基盤の整備状況、都市構造の変化を始めとした、令和9年度までの相模原市の姿を見据え、将来の本市を取り巻く環境や国の動向等を踏まえつつ、旧計画の見直しを行い、第3次相模原市消防力整備計画（以下「新計画」という。）を策定しました。

注：本計画において「*」が付いている用語は、77～83ページの「用語の解説」を参照

(2) 計画の位置付け

新計画は、旧計画と同じく、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」に基づく*消防計画の位置付けとともに、「相模原市総合計画」（以下「総合計画」という。）の部門別計画として、総合計画の基本構想（目指すまちの姿）に掲げられた「安全で安心な暮らしやすいまち」とその具体的政策である「災害に強い都市基盤と地域社会をつくります」の実現を最大の目的として、国で示す「*消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」を踏まえ、消防機関として市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、*消防署所の整備、消防部隊の配置、*火災予防体制の充実、救急需要増加等への対策や消防通信の高度化など、消防力を強化するための計画です。



総合計画 施策15「消防力の強化」（抜粋）

【現状と課題】

高度救助体制の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、火災発生件数も減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故はこれまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあります。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害、テロ災害などが発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。

【取組の方向】

1 効果的な消防・救急体制の構築

消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。

また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。

2 消防団機能の充実

消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続して行い、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。

3 火災予防対策の推進

火災による被害を軽減させ、防火対象物などにおける違反の是正を促進するなど火災予防に係る取組をよりの確に推進します。

4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発

予防救急や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。

また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の拡大を図るとともに、民間施設などに対してAEDの設置促進を図ります。

(3) 総合計画における SDG s を踏まえた施策の推進

(持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals))

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。



SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター-WEBサイト

本計画においては、消防署所の整備・配置や消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化など、消防力を強化するための各取組を推進することで、強靱（レジリエント）なインフラを構築し、持続可能な都市及び人間居住を実現するとともに、気候変動及びその影響による気候関連災害や自然災害に対する対応力を強化します。




特に関連の深いゴール



(4) 計画期間

総合計画に合わせ、新計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8年間とします。

なお、計画の進行管理に沿って、必要な見直しを行います。

年度	平成13年度～	平成22年度～	令和2年度～令和9年度
第1次計画			
第2次計画 (旧計画)			
第3次計画 (新計画)			 <u>総合計画と同期間</u>

第1次計画の計画期間（最終年度の平成22年度）を残し、第2次計画がスタート

(5) 基本理念

総合計画の基本構想（目指すまちの姿）に掲げられた「安全で安心な暮らしやすいまち」とその具体的政策である「災害に強い都市基盤と地域社会をつくります」を実現するため、本計画では、次の3つの基本理念を設定して、消防力の強化を図ります。

基本理念 大規模かつ複雑多様化する災害への対応

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生を始め、テロ災害や国民保護法制の対応等、大規模かつ複雑多様化する災害に対応するための消防体制の充実強化を図ります。

基本理念 増加傾向にある救急需要への対応

今後の人口減少においても、進行する超高齢化を見据え、将来の救急需要に適切に対応するための救急体制の充実強化を図ります。

基本理念 更なる地域防災力の向上

消防団機能の充実を始め、関係機関や地域の自主防災組織等との相互連携を深め、更なる地域防災力の向上を図ります。

(6) これまでの取組 (旧計画による取組成果等)

旧計画では、消防署所の整備・配置、消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化、消防団機能の充実、高度救急体制の整備、火災予防体制の充実や消防通信の高度化など、消防力を強化するための取組を推進してきました。旧計画における主な取組による成果は、次のとおりです。

【消防署所整備等の主な取組】

項目	内容
藤野分署	・平成 2 5 年 4 月吉野地域に移転整備
相原分署	・平成 2 7 年 3 月に再整備
青根分署	・平成 3 0 年 4 月に移転整備
津久井消防署本署	・令和 5 年度の開署に向け、寸沢嵐地区に移転整備するための建設事業が進捗中
既存施設の改修	・平成 2 7 年度に消防局庁舎・消防指令センターを一部改修



平成 3 0 年 4 月に移転整備した青根分署

【消防部隊等の配置・機能強化の主な取組】

項目	内容
指揮隊の機能強化	・平成23年4月1日から津久井消防署本署指揮隊を2人から3人編成に増員
救急隊の配置	・平成24年4月1日に相原分署、平成30年4月1日に青根分署にそれぞれ救急隊（*高規格救急車）を配置し、21消防署所中、18消防署所に救急隊の配置が完了 ・平成31年4月2日、相模原消防署本署に毎日勤務職員が運用する「日勤救急隊」を配置
救助隊の機能強化	・平成23年3月25日、相模原消防署本署に*特別高度救助隊「スーパーレスキューはやぶさ」を創設 ・平成24年7月1日、南消防署本署に*高度救助隊を配置
消防車両の更新等	・平成22年度から平成30年度にかけて、44台の消防車両を更新又は新規配置 【主な配置】 平成22年度 相模原消防署本署に*特殊災害対応自動車 平成30年度 津久井消防署本署に*多目的消防ポンプ自動車（屈折はしご自動車）を配置



平成23年3月に整備した特別高度救助隊「スーパーレスキューはやぶさ」の特殊災害対応自動車

【効率的な人員配置の主な取組】

項目	内容
*再任用職員の活用による効率的な人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成、知識技術等の伝承のため、適正配置を実施 ・平成30年度から消防局及び消防署に再任用職員（フルタイム・短時間）を配置
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市消防局*認定患者等搬送事業者（10事業者）を認定し、民間事業者による救急搬送を推進し、救急需要増加に対応

【消防団機能充実の主な取組】

項目	内容
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に平成3年設立の消防団ラッパ隊を、ラッパ吹奏による広報活動を専門とした「ラッパ隊専門団員（*機能別団員）」として設置
消防団詰所・車庫の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成30年度にかけて、合計11箇所の消防団詰所・車庫を整備
消防団車両の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成30年度にかけて60台の消防団車両を更新
装備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に携帯型デジタル消防救急無線機238台、携帯型デジタル簡易無線機280台及びデジタル消防救急無線受令機116台（消防車両）を整備 ・平成27年度に防火衣一式、耐切創性手袋、防塵マスク、防塵メガネ及び警戒用ロープを配置 ・平成21年度に総務省消防庁から*救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車1台が無償貸与され、順次、各方面隊に整備することとし、5つの方面隊に整備が完了



平成30年10月に再整備した南方面隊第3分団第6部の詰所・車庫（左）
平成31年3月に整備した津久井方面隊第2分団第1部の救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車（右）



消防団員入団促進PRのためのラッピング自動販売機（左）
消防団詰所・車庫シャッターに描かれている地域の中학생によるイラスト作品（右）

【高度救急体制整備の主な取組】

項目	内容
* 救急救命士の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から、全ての救急隊に救急救命士の 2 名配置を継続し、高度な応急処置を迅速かつ適切に実施する体制を維持。さらに、救急隊に限らず、通信指令室、消防隊、救助隊等にも救急救命士を配置 ・平成 26 年度から消防隊及び救助隊に配置されている救急救命士の病院実習を行い、救急隊と連携した特定行為を実施 ・平成 30 年度から全ての救急隊に拡大 2 行為* 認定救命士の配置が完了
消防と医療の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月 1 日から「* 相模原ルール」を運用し、救急搬送受入体制を強化

【救急需要増加への主な取組】

項目	内容
救急車の適正利用等に関する普及啓発活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等を活用し、救急車の適正利用等に関する普及啓発活動を推進 ・救急事故多発時においては、転院搬送の一部を消防局各課の職員又は消防隊員（消防隊の運用を一時中断）により非常用救急車を運用して対応 ・熱中症やけがなどを予防する「* 予防救急」を広報紙、まちかど講座等を活用して積極的に広報
119 番受信時における* トリアージ	<ul style="list-style-type: none"> ・救急要請の 119 番受信時に通信指令員が緊急度を判断し、消防隊の出場や* ドクターカー等医師の派遣を判断するなど、緊急度に応じて対応



救急活動の様子

【火災予防対策の主な取組】

項目	内容
住宅防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年6月に「住宅用火災警報器の普及促進計画」、平成23年6月に「住宅用火災警報器の設置推進計画」を策定し、住宅用火災警報器の普及啓発事業を実施。また、総務省消防庁と連携し、聴覚障害者対応型住宅用火災警報器の設置を推進 令和元年6月時点、総務省消防庁が公表した本市の推計設置率は94%
放火火災防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市放火火災防止対策計画」に基づき、市ホームページや広報紙を活用した広報、消防フェア、自主防災訓練、消防車による巡回などにより、放火火災防止に係る普及啓発を実施
火災予防広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動、危険物安全週間等のあらゆる機会を捉えて広報を実施 ・消防広報検討委員会を設置し、広報紙、市ホームページ等を活用して効果的に実施 ・幼少期からの火災予防思想の普及啓発を目的として、市内の小学3年生、4年生等の児童を対象に*少年・少女防火教育（ファイヤースクール）を実施



小学3年生、4年生等を対象に実施している少年・少女防火教育（ファイヤースクール）

【消防水利整備等の主な取組】

項目	内容
消防水利の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から平成 30 年度にかけて防火水槽（*耐震性貯水槽）を 31 基、消火栓を 170 基整備 ・平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、老朽化した消火栓を 80 基取替 ・平成 22 年度から平成 30 年度にかけて、市開発事業基準条 例に基づき、105 基の防火水槽を消防水利として指定
小規模集落における消防水利の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自然水利を有効に活用するための資機材として、全消防署所（救急隊派出所を除く。）に*小型高圧遠距離送水装置を配備



平成 30 年 12 月に整備した耐震性貯水槽（左）
消火栓（右上）・防火水槽の採水口（右下）

【消防通信高度化の主な取組】

項目	内容
* 消防情報管理システムの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 3 年度に統合型の位置情報通知システムを導入 ・平成 2 4 年度に消防団の一団体制に伴い指令システムを改修 ・平成 2 5 年度に指令機器類の更新及び指令システムの一部を改修 ・平成 2 6 年度に圏央道長大トンネル内での通信を確保するため指令システムを改修 ・平成 2 9 年度に 1 1 9 番情報を一元管理して警防本部体制を確立するための * 警防本部システムを導入し、消防 OA システム及び通信指令室表示盤を更新
* 消防救急無線のデジタル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 4 年 9 月から消防救急無線のデジタル化を進め、平成 2 7 年 4 月から運用を開始 基地局は、* デジタル地域防災無線の基地局施設等を活用して、活動波及び共通波に対応する 6 基地局を整備



通信指令室（消防指令センター）

【旧計画の取組成果を踏まえた主な課題】

旧計画の取組成果を踏まえた主な課題として、旧計画に位置付けのある消防署所の整備が十分に進捗していないこと、近年の救急需要増加に適切に対応するため、救急隊の配置等の取組が引き続き必要であること、さらには、1 1 2 箇所ある消防団詰所・車庫について、多くの施設において老朽化が進んでいることなどが挙げられます。

2 本市の人口推移と将来推計・地勢と気象等

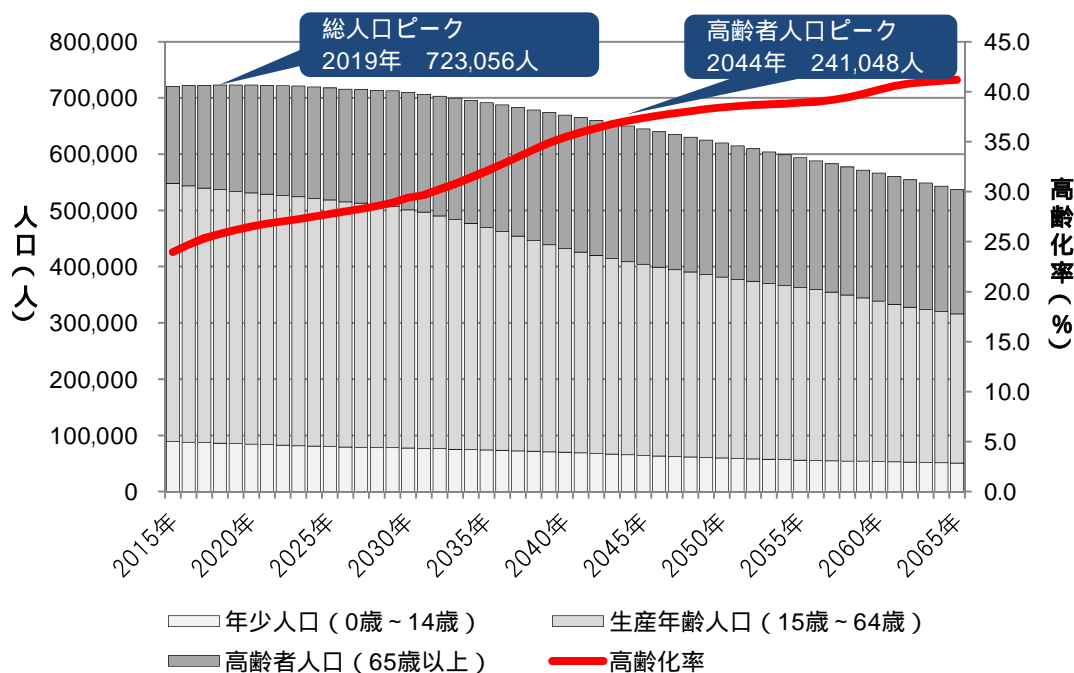
(1) 本市の人口推移と将来推計

平成31年4月1日現在の本市の人口（推計人口）は、721,910人です。

「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（2018年3月さがみはら都市みらい研究所）」では、相模原市の将来人口（総人口）は、2019年（令和元年）の723,056人をピークに減少に転じて、50年後である2065年には、現在の3/4となる536,958人まで減少するとされています。また、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、今後、一貫して減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は、2015年（平成27年）の172,663人から、2044年まで増加し続け、241,048人をピークに減少に転じる見込みです。さらに、2015年（平成27年）の高齢者人口比率（以下「高齢化率」という。）は24.0%ですが、高齢者人口のピークである2044年には37.1%まで上昇する見込みです。

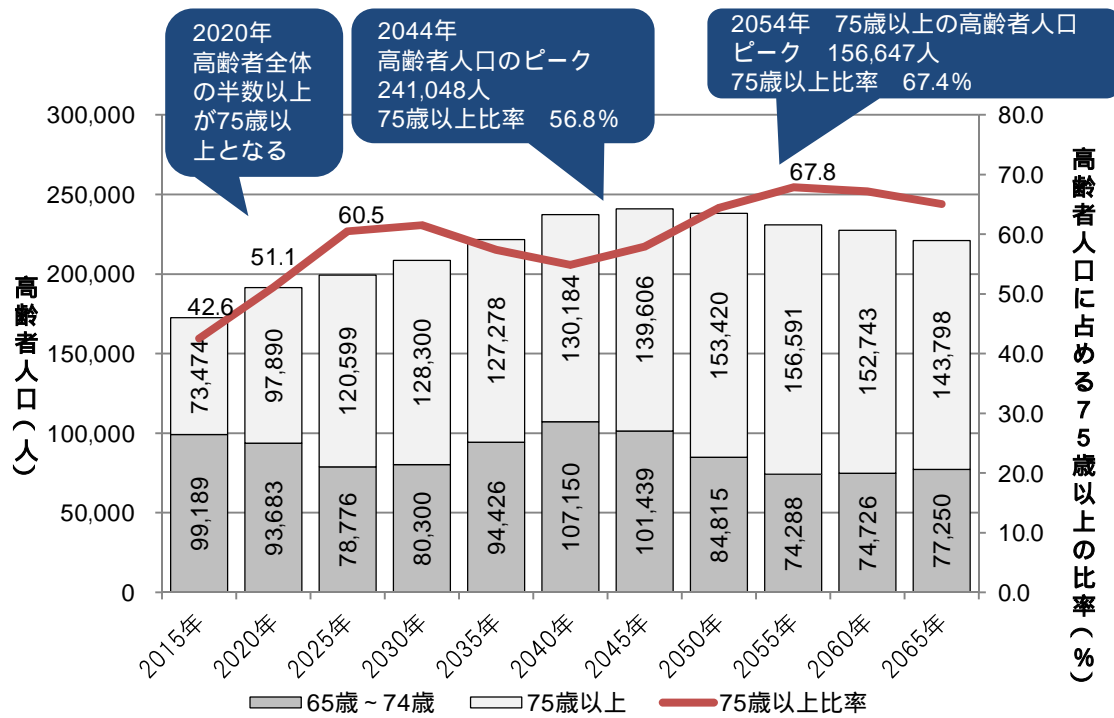
火災、救急、救助等災害は、その多くが人為的要因によって発生することから、災害と人口に一定の相関関係があり、人口が少ない地域に比べ、人口の多い地域は災害の発生件数も多くなります。

このことから、消防署所や消防部隊等の配置を検討する上で、人口は大きな要素となります。



年齢3区分別人口及び高齢化率の推移（2015年～2065年）

出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計
（2018年3月さがみはら都市みらい研究所）



高齢者人口の推移 (2015～2065年)

出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計
(2018年3月さがみはら都市みらい研究所)

(2) 本市の地勢と気象

本市は、神奈川県北部、東京都心からおおむね30～60kmに位置し、面積328.91平方キロメートル、県内で横浜市に次ぐ2番目の広さで北部は東京都、西部は山梨県と接しています。緑区、中央区及び南区の3つの区で構成され、市域の東部に当たる旧相模原市の区域は、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、上段では、道路網や公共交通網の充実により、利便性の高い地域として様々な都市機能が集積した土地利用が進んでいます。

一方、西部に当たる津久井地域（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町の区域）は、相模湖、津久井湖などの5つの人造湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地に街並みが形成され、約63%が山林と原野で占めており、東京都と山梨県に接する北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部においては丹沢大山国立公園に指定されている森林地帯が標高1,500mを超える山々となって、貴重な自然環境を形成しています。

平成30年の相模原地域（消防局観測）の気象は、最高気温38.0度、最低気温マイナス4.9度、年間平均気温は16.6度であり、総降水量1,608.0mm、年間平均風速3.1メートル毎秒となっています。

津久井地域（津久井消防署観測）は、最高気温38.5度、最低気温マイナス8.2度、年間平均気温は15.4度であり、総降水量1,765.5mm、年間平均風速1.5メートル毎秒となっています。

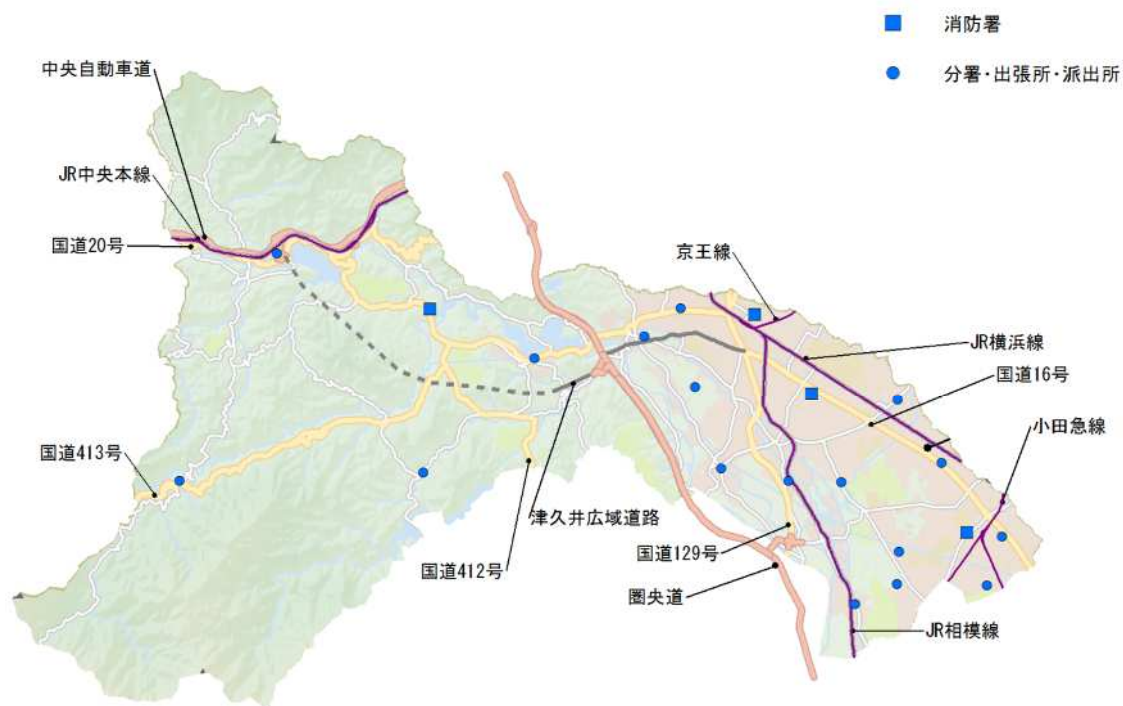
(3) 都市基盤の整備状況等

本市は、大規模な土地区画整理事業による基盤整備などにより、密度の高い土地利用が進んでおり、国道16号や国道129号などの幹線道路を始め、JR横浜線や小田急線など5つの鉄道網が整備されています。

さらに、市民の日常生活圏の拡大や産業経済活動の広域化に対応するため、圏央道や津久井広域道路など、新たな幹線道路等の整備が進むとともに、リニア中央新幹線開通など、市域において更なる都市基盤の整備が予定されています。

消防においても、これらの将来の都市基盤の整備や中高層建築物、危険物施設等の状況は、消防ポンプ自動車等の緊急車両の災害現場到着時間や消防活動などに大きな影響があることから、消防署所や消防部隊等の配置を検討する上で考慮しなければなりません。

【都市基盤の整備状況】



((c)Esri Japan)

本市の幹線道路・鉄道網の状況

【中高層建築物の状況】

平成31年4月1日現在

合 計	3階～6階	7階	8階	9階	10階	11階以上
8,256棟	7,369	318	157	91	94	227

【危険物施設の状況】

平成31年4月1日現在

合 計	製造所	貯蔵所 (地下タンク貯蔵所等)	取扱所 (給油取扱所等)
884施設	9	536	339

3 消防力と災害の現状等

(1) 本市消防力の現状

【消防組織】

消防局・消防署

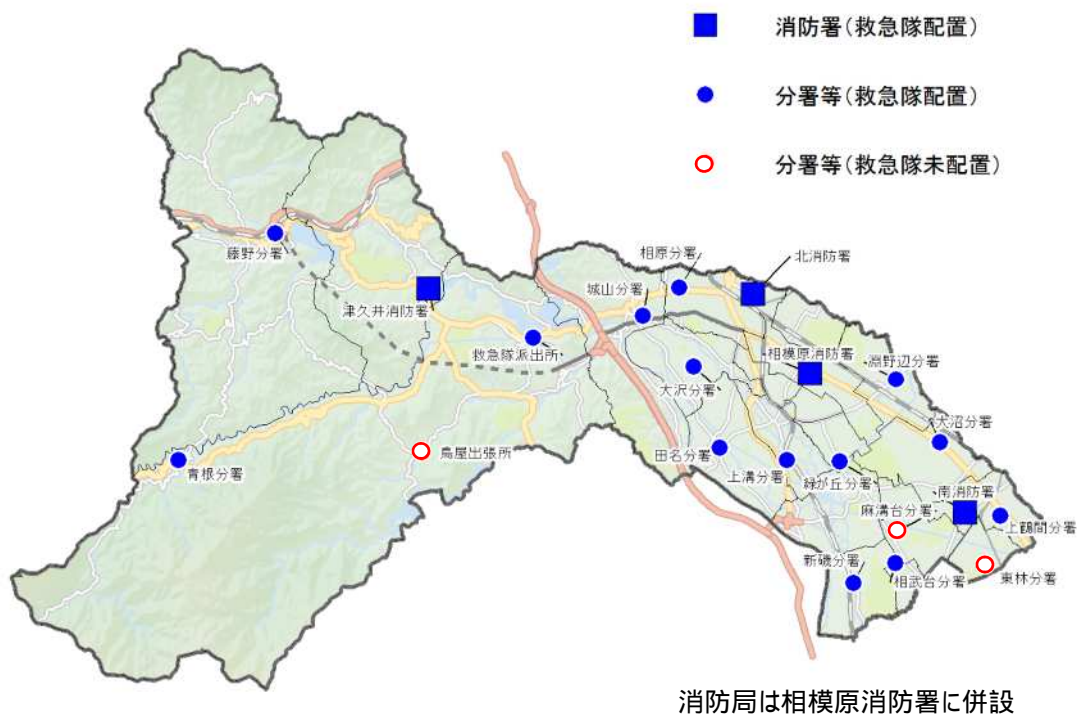
消防局は、主に人事、予算等の行政管理に関する事項、消防行政の運営に関する企画等を行い、消防署は、火災、救急、救助等の様々な災害に常に出場する体制を、警備課職員が24時間の3交替制勤務により保持し、現場消防活動を中心に様々な活動を行っています。

平成31年4月1日現在、消防局にあつては6課、消防署にあつては、4消防署、7課、15分署、1出張所、1派出所(計21消防署所)の組織体制です。

消防署所の配置状況

消防局	消防総務課	
	予防課	
	危険物保安課	
	警防課	
	救急課	
	指令課	
相模原消防署	警備課	本署
		田名分署
		淵野辺分署
		緑が丘分署
		上溝分署
査察指導課		
南消防署	警備課	本署
		麻溝台分署
		新磯分署
		東林分署
		大沼分署
		相武台分署
		上鶴間分署
査察指導課		
北消防署	警備課	本署
		大沢分署
		相原分署
		城山分署
査察指導課		

津久井消防署	警備課	本署
		救急隊派出所
		藤野分署
		青根分署
		鳥屋出張所



((c)Esri Japan)

消防署所の配置状況

消防団

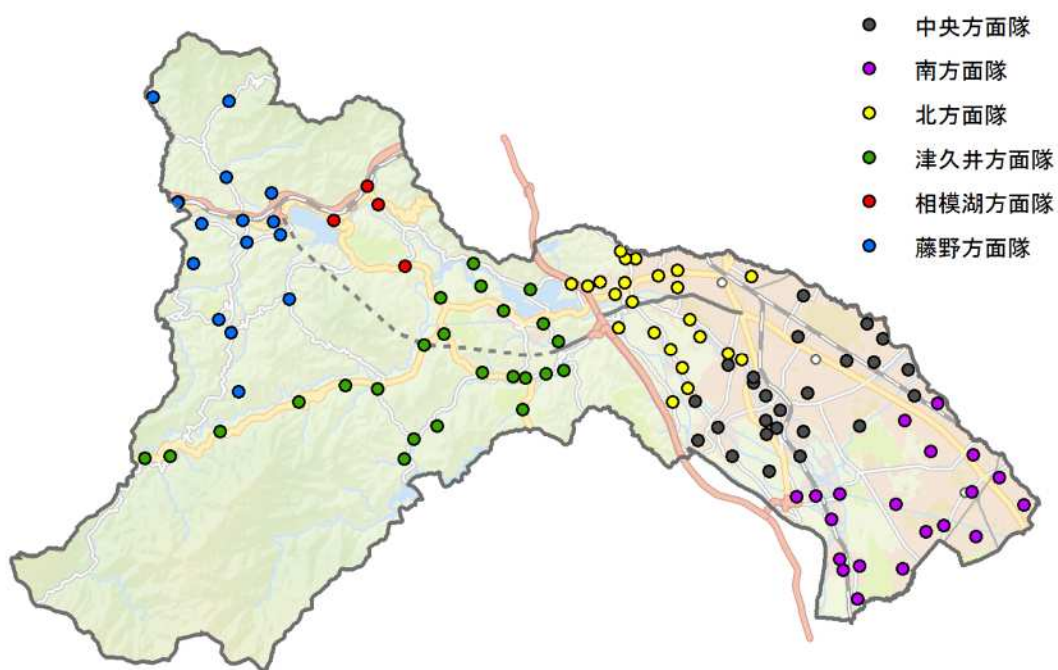
消防団は、非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っています。

平成31年4月1日現在、相模原市消防団は、1団、6方面隊（中央方面隊・南方面隊・北方面隊・津久井方面隊・相模湖方面隊・藤野方面隊）、34分団、106部で構成され、消防団員は、定員1,710名、実員1,489名（うち女性29名）です。

相模原市消防団の組織

方面隊	分団	部
中央方面隊	第1分団	7部
	第2分団	7部
	第3分団	5部
	第4分団	5部
南方面隊	第1分団	4部
	第2分団	5部
	第3分団	8部
	第4分団	3部
北方面隊	第1分団	3部
	第2分団	9部
	第3分団	3部
	第4分団	3部
	第5分団	4部
	第6分団	1部
津久井方面隊	第1分団	2部
	第2分団	3部
	第3分団	3部
	第4分団	3部
	第5分団	4部
	第6分団	3部
	第7分団	3部
	第8分団	3部
相模湖方面隊	第1分団	
	第2分団	
	第3分団	
	第4分団	

藤野方面隊	吉野分団	2部
	小淵分団	2部
	沢井分団	1部
	日連分団	2部
	名倉分団	2部
	牧野分団	4部
	佐野川分団	2部
女性分団		
ラッパ隊		



((c)Esri Japan)

消防団詰所・車庫の配置状況

【消防施設】

消防局・消防署が保有する消防車両

火災・救急・救助等、市内で発生する様々な災害や大規模災害時に他都市に応援出場するための車両のほか、業務のための車両を保有しています。 平成31年4月1日現在

	合計	指揮車	消防ポンプ車	タンク車	小型消防車	はしり車	化学車	高所救助車	救助工作車	救助資機材車	高規格救急車	その他の車両
合計	149	4	14	9	2	5	4	1	5	4	24	77
消防局	8											8
相模原署	40	1	1	4		1	3	1	2	2	8	17
南署	40	1	5	4	2	2			1	1	6	18
北署	28	1	3	1		1	1			1	5	15
津久井署	33	1	5			1			2		5	19

消防団が保有する消防車両

火災などの災害に出場するための車両を保有しています。

平成31年4月1日現在

	合計	指令車	消防ポンプ車	小型動力 ポンプ付積載車
合計	118	1	25	92
団本部	1	1		
女性分団	1			1
中央方面隊	24		3	21
南方面隊	20		5	15
北方面隊	24		2	22
津久井方面隊	25		8	17
相模湖方面隊	7		4	3
藤野方面隊	16		3	13

消防水利

消火活動等に必要な消防水利を市内各所に整備しています。 平成31年4月1日現在

合計	公設 消火栓	公設 防火水槽	私設 消火栓	私設 防火水槽	プール	自然 水利	その他 の水利
10,607	7,746	1,520	54	967	132	179	9

【消防隊等】

消防局・消防署の消防部隊等

火災、救急、救助など様々な災害に対応するための消防部隊（指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊及び特殊車両隊）を消防署所に配置しています。 平成31年4月1日現在

	合 計	指揮隊 (隊数)	消防隊 (隊数)	救急隊 (隊数)	救助隊 (隊数)	特殊車両隊 (隊数)	通信指令員
合 計	51	4	20	18	4	5	8
消防局							8
相模原署	15	1	5	5	2	2	
南署	16	1	7	5	1	2	
北署	10	1	4	4		1	
津久井署	10	1	4	4	1		

表内の数字は、1当直（3交替制勤務のうちの1つの当番勤務をいう。）当たりの消防部隊数（通信指令員は消防職員数）を表しています。

(消防部隊の種類と任務)

種類	任務 (運用する車両)
指揮隊	災害現場において、災害全般にわたる消防部隊の指揮及び運用を任務とする部隊 (指揮車)
消防隊	消火活動を中心に、救助活動や救急活動における支援などを任務とし、あらゆる現場活動で活動する基本的な部隊 (消防ポンプ自動車等)
救急隊	傷病者に対して現場での必要な処置を行いつつ、医療機関に搬送する救急業務を行う部隊 (救急自動車)
救助隊	火災、山岳事故、水難事故などあらゆる現場において専門的な救助活動を任務とする部隊 (救助工作車、水難救助資機材車、特殊災害対応自動車等)
特殊車両隊	はしご車や高所救助車など特殊車両を運用し、消火活動や救助活動などを任務とする部隊 (はしご車、高所救助車、小型消防車等)

消防団

火災などの災害に対応するため、消防団部隊 (消防団車両) を詰所・車庫に配置しています。

平成 3 1 年 4 月 1 日現在

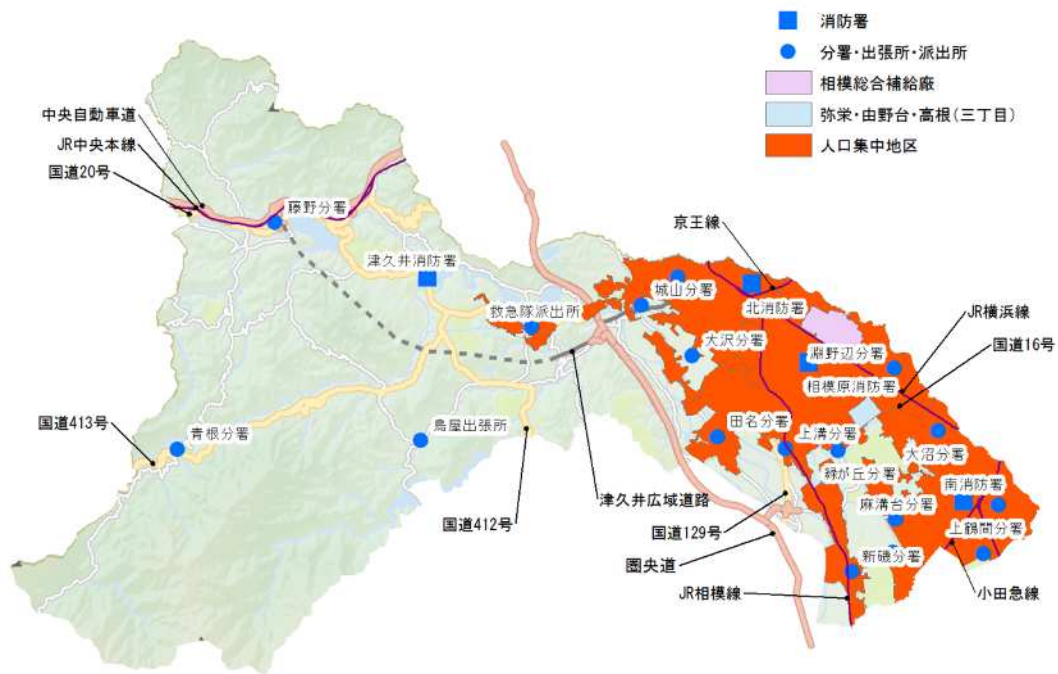
	消防隊 (隊数)
合 計	1 1 8
中央方面隊	2 4
南方面隊	2 0
北方面隊	2 4
津久井方面隊	2 5
相模湖方面隊	7
藤野方面隊	1 6
女性分団	1
団本部	1

(2) 市街地、人口・世帯分布及び災害発生分布の状況

〔消防力整備指針で示す市街地の分析〕

「消防力の整備指針」において、市街地に消防署所を設置するよう定められており、市街地人口密度と国勢調査で設定される人口集中地区（原則として1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区をいう。）人口密度は、近似して一定の相関関係が認められることから、この人口集中地区人口密度の分布状況からすると、中央区及び南区の多くの地域と、緑区の橋本や相原を始め、原宿、町屋、城山、中野、太井、又野、三ヶ木の一部などが市街地を形成していると考えられます。

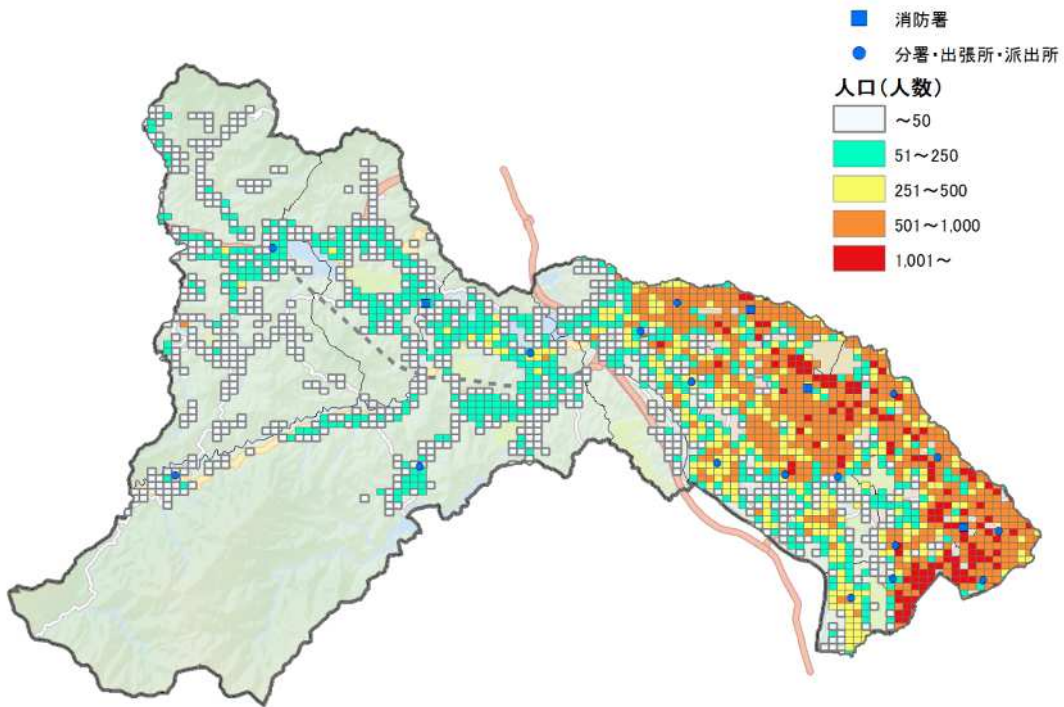
人口が集中する市街地は、火災などの災害が発生する危険性が潜在的に高いと考えられ、消防署所や消防部隊の配置の指標となります。



人口集中地区について・・・政府統計の総合窓口（e-Stat）（<http://www.e-stat.go.jp>）「国勢調査 人口集中地区（DID）境界データ」を基に、弥栄三丁目・由野台三丁目・高根三丁目及び相模総合補給廠を除いて作成
さがみはら都市みらい研究所（(c)Esri Japan）

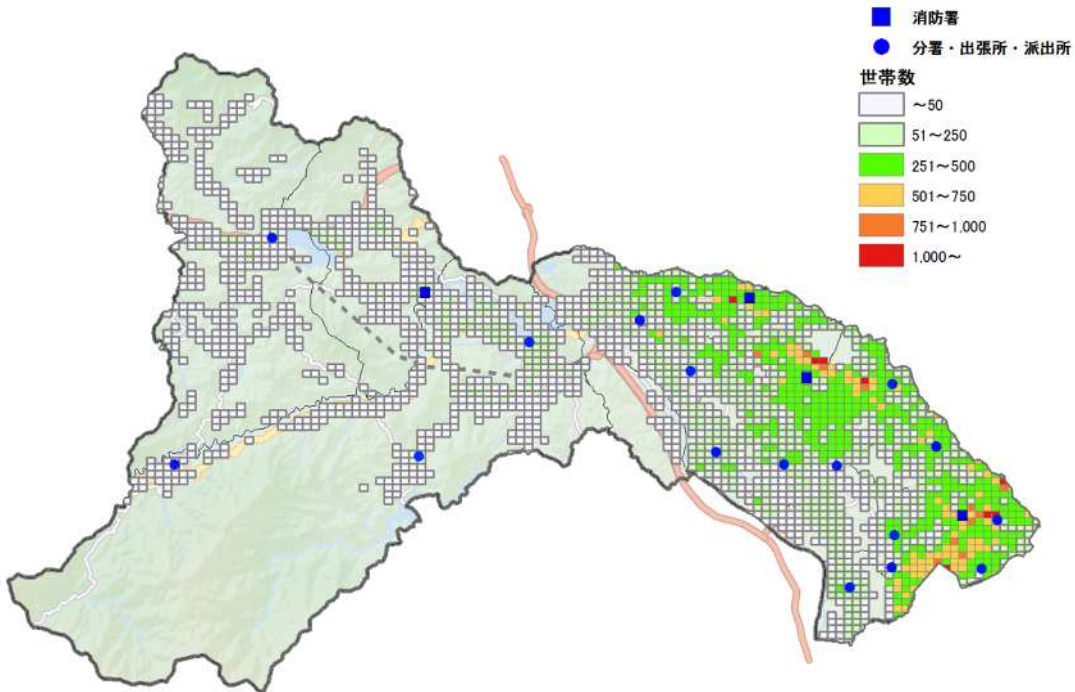
市街地の人口集中地区の分布と消防署所の配置状況

【人口と世帯分布の状況】



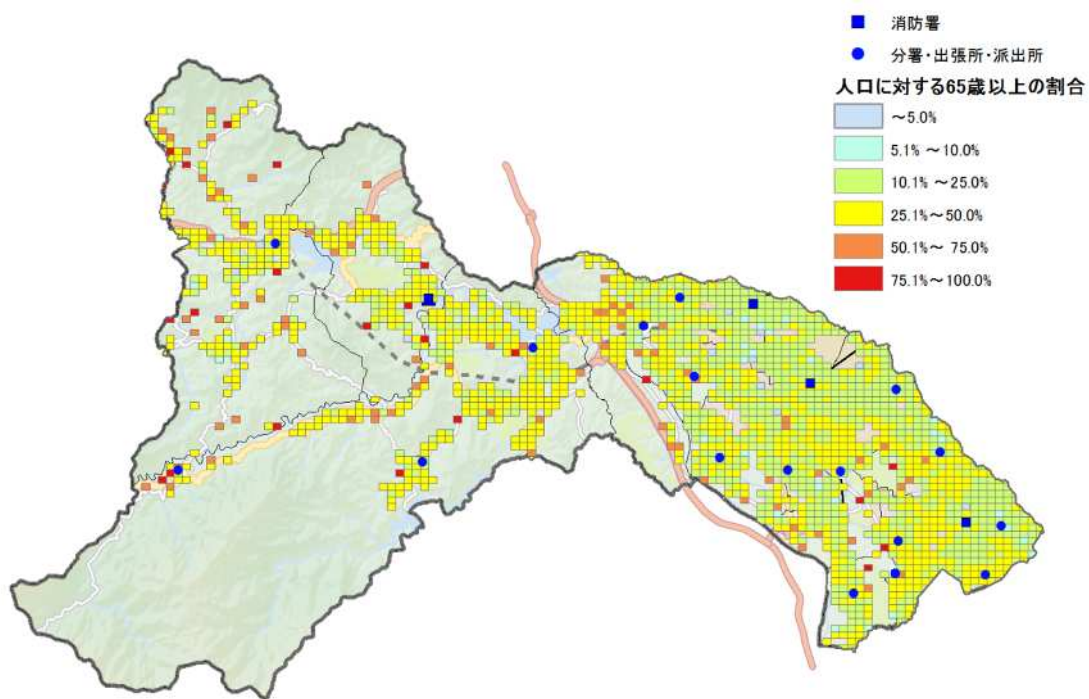
((c)Esri Japan)
e-Stat「平成27年国勢調査(250mメッシュ)人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

人口分布の状況



((c)Esri Japan)
e-Stat「平成27年国勢調査(250mメッシュ)人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

世帯分布の状況



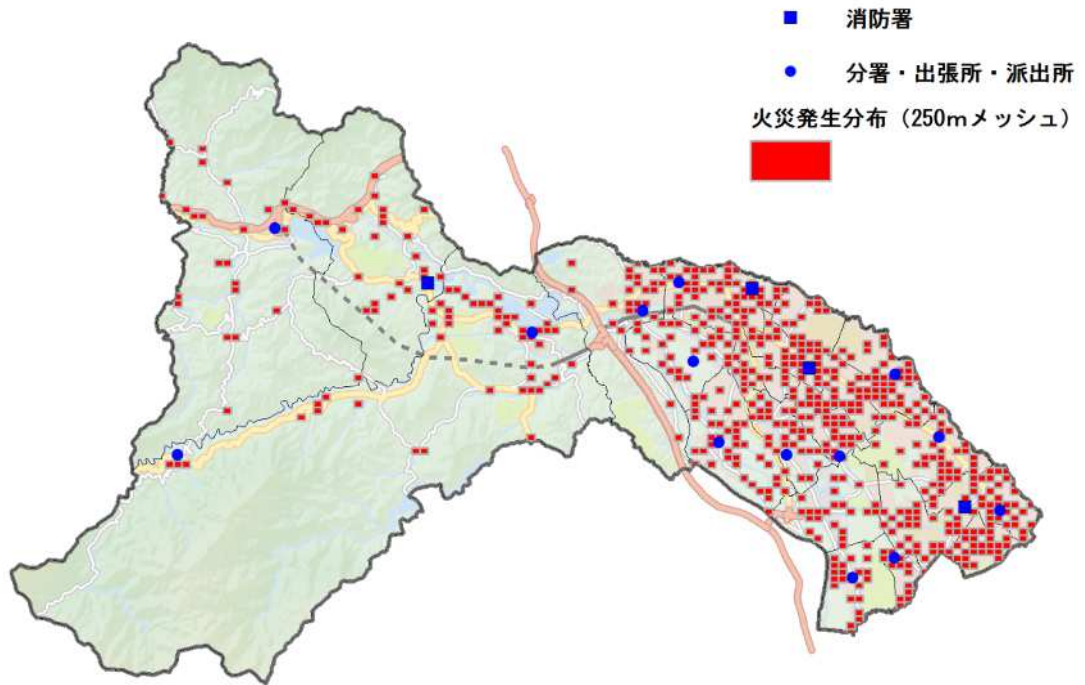
((c)Esri Japan)
e-Stat「平成27年国勢調査（250mメッシュ）人口等基本集計に関する事項」を加工して作成。

高齢化率（人口に対する高齢者（65歳以上）の割合）の状況

【災害の発生分布】

火災（平成22年～平成28年）の発生分布

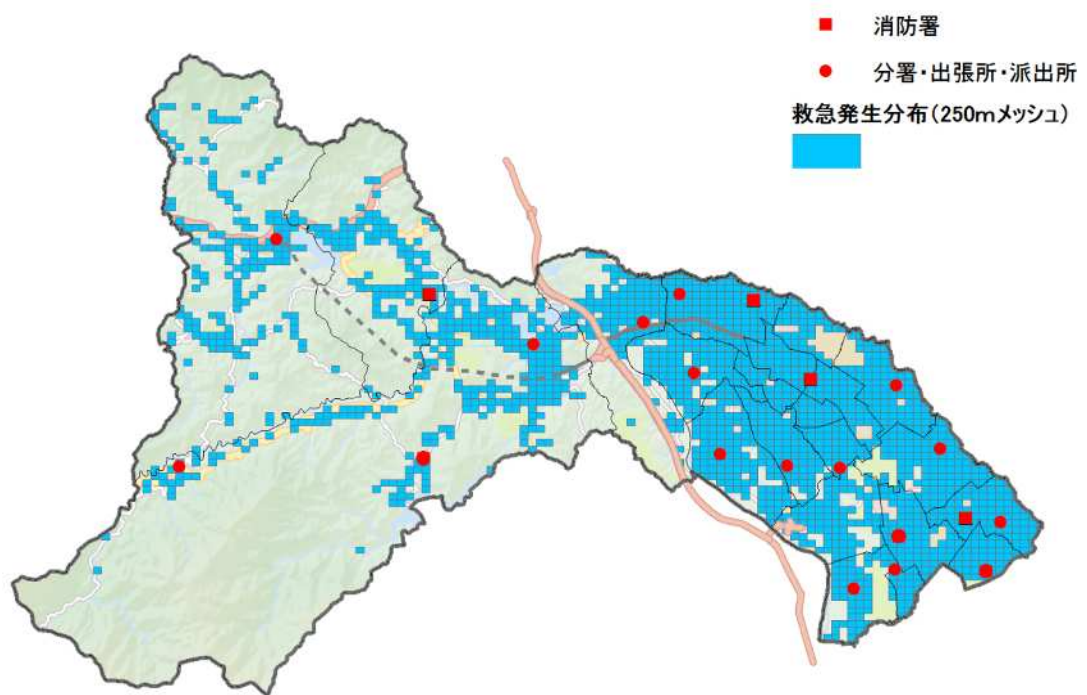
人口や世帯分布（以下「人口分布等」という。）におおむね関連して火災が発生しています。



((c)Esri Japan)

救急（平成28年）の発生分布

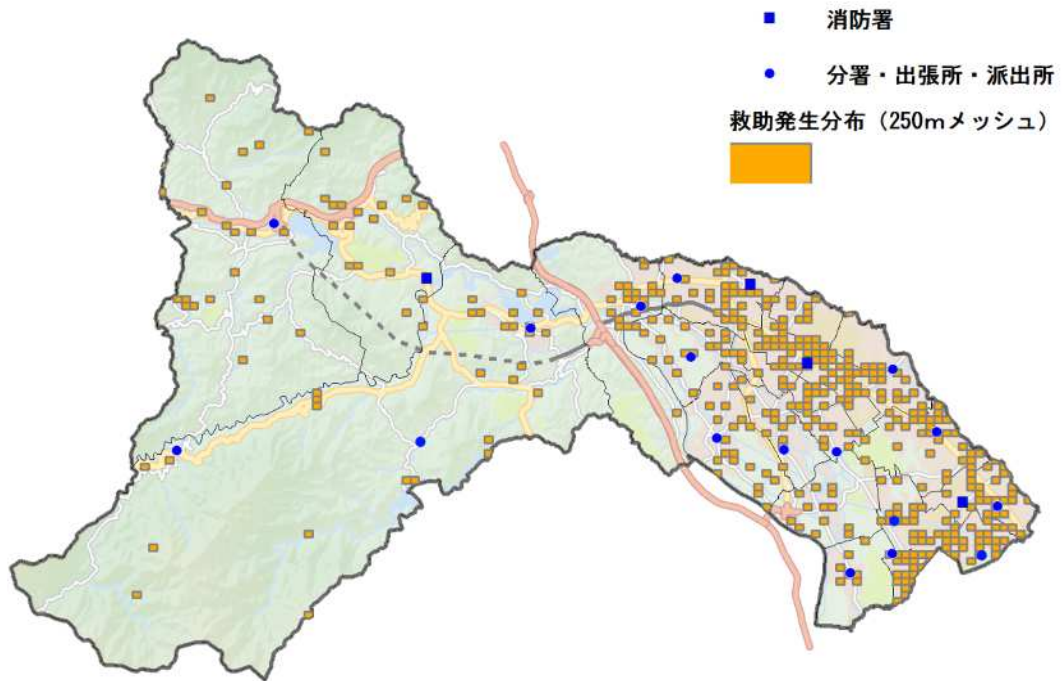
人口分布等に関連して救急事故が発生しています。



((c)Esri Japan)

救助（平成28年）の発生分布

人口分布等のみならず、河川や山間地などにおいて水難事故や山岳事故が発生しており、救助隊はもとより、消防隊や救急隊も含めた、より広範な対応が求められています。



((c)Esri Japan)

(3) 災害発生件数の推移

平成22年から平成30年における災害発生状況（災害件数の推移）を見ると、平成30年には、火災を除く災害（救急、救助及び各種災害）が過去最多の件数となっています。

引き続き、これらの災害に適切に対応する必要があります。

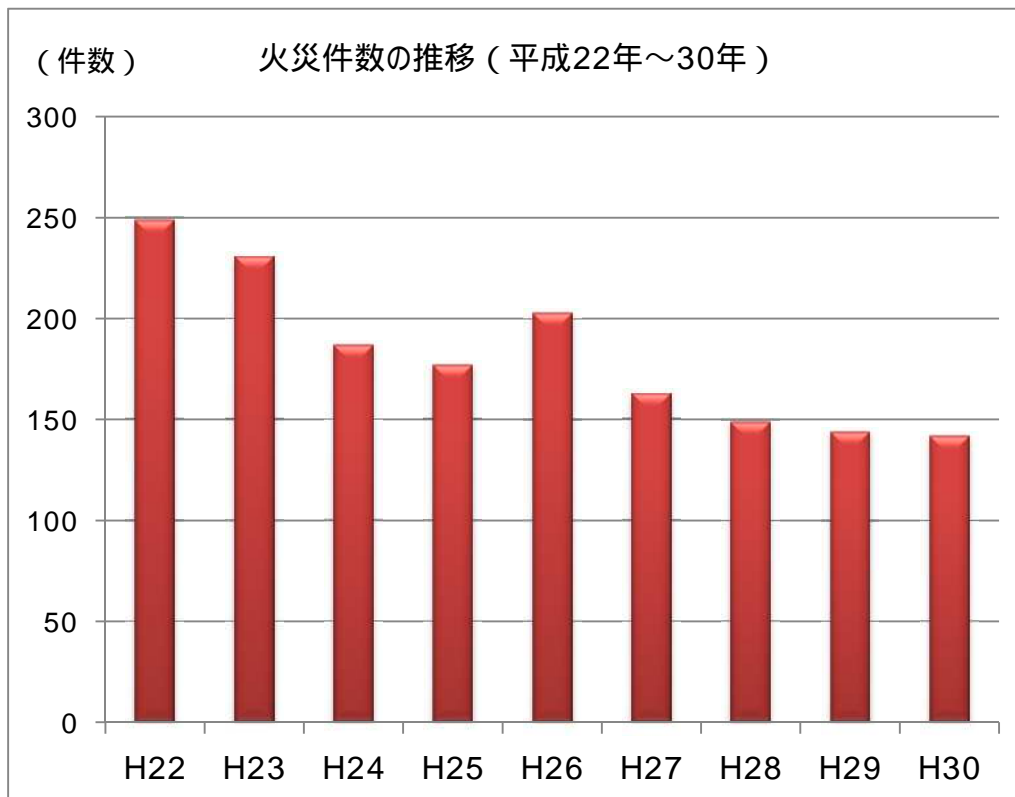
【災害件数の推移】

	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
火災	249	231	187	177	203	163	149	144	142
救急	30,630	32,245	32,218	33,688	34,169	33,688	35,057	35,873	37,498
救助	546	565	544	628	592	584	591	634	750
各災	2,541	3,129	2,693	2,979	3,109	2,725	3,124	3,408	3,526

各災（各種災害）における件数は、ガス漏れ、危険排除、救急隊と連携した救急活動、風水害や警戒活動等による消防隊の出場件数をいいます。

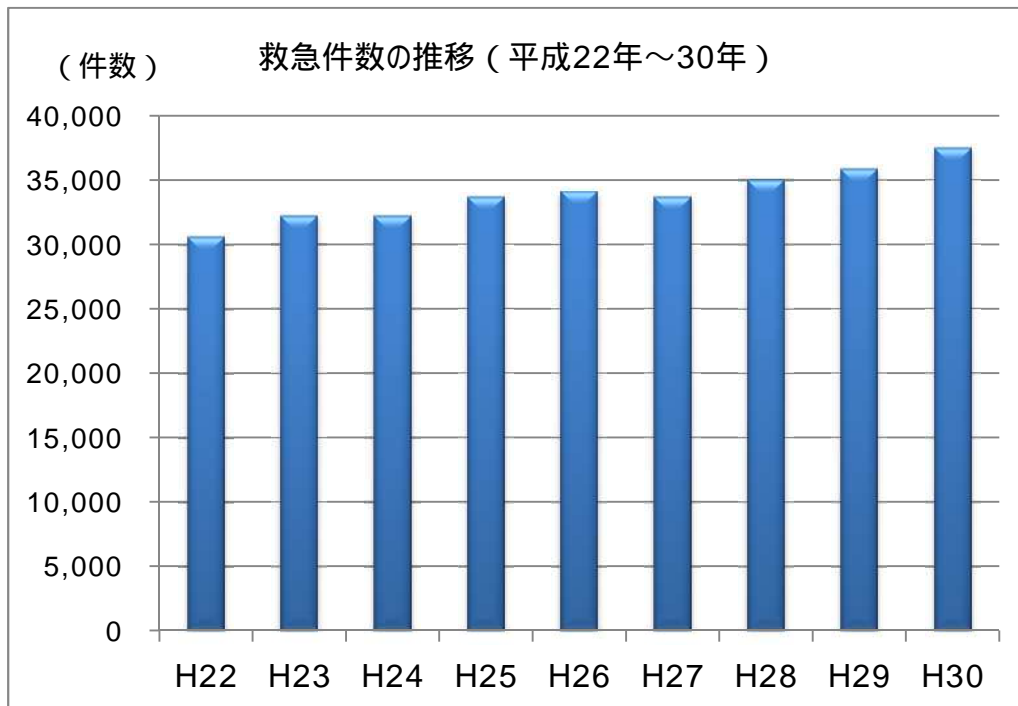
火災

火災件数は、平成22年に249件発生し、その後は減少傾向にあります。



救急

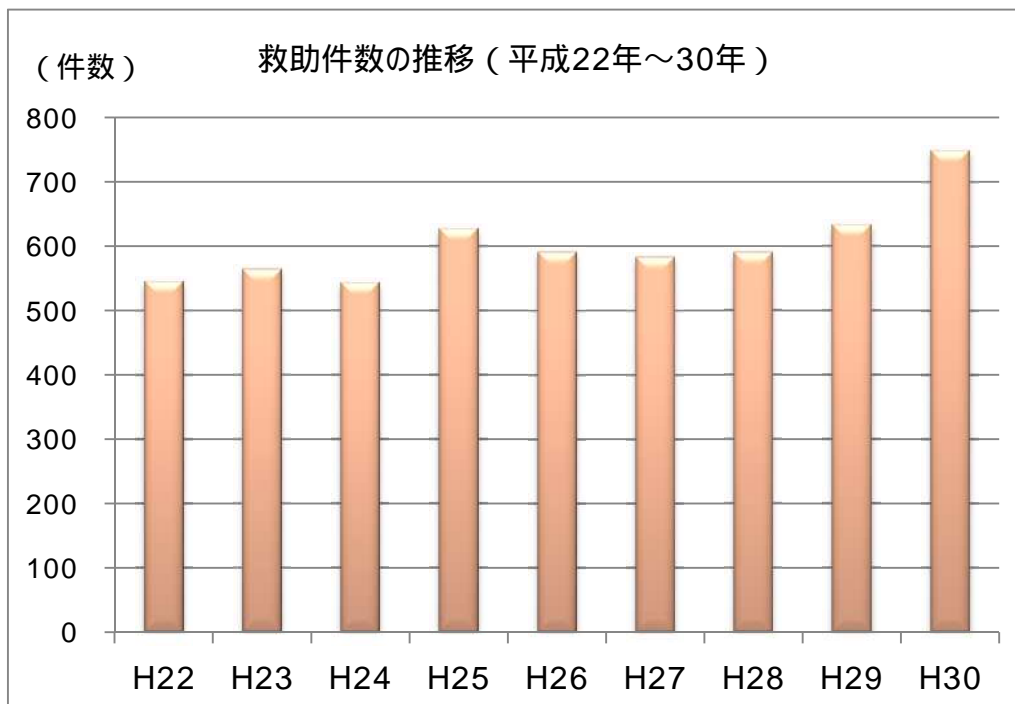
救急件数は、増加傾向にあり、平成22年に年間30,000件を超えると、その後も急激に増加し続け、平成28年には35,000件を超え、平成30年には過去最多の37,498件となりました。これにより救急隊の出場が増加しています。



救助

救助件数は、おおむね550件から600件の間で推移し、平成29年には630件を超え、平成30年には過去最多の750件となりました。

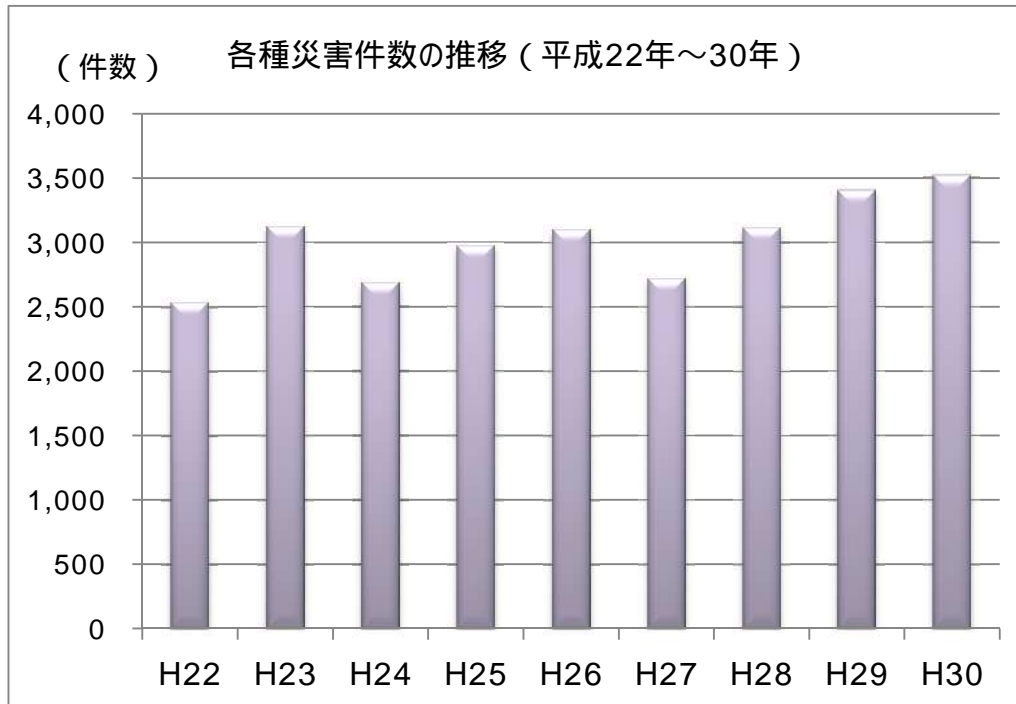
これにより、救助隊を始め、指揮隊、消防隊、救急隊等の出場がやや増加傾向にあります。



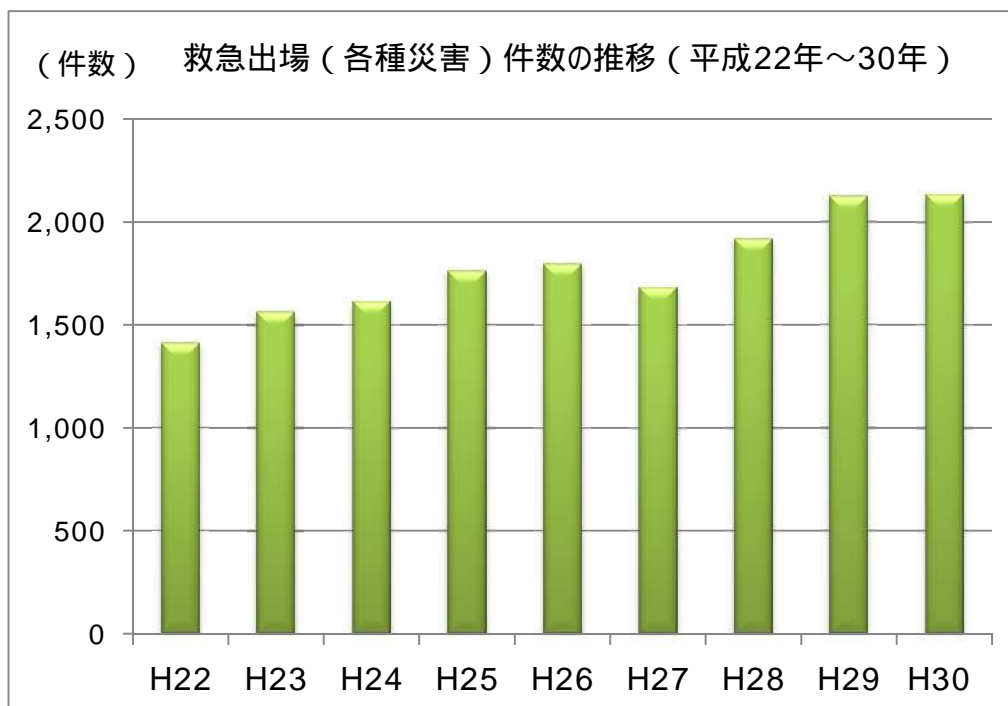
各種災害

各種災害件数は、ほぼ横ばいですが、増減を繰り返しながら、平成29年には、3,400件を超え、平成30年には過去最多の3,526件となり、消防隊の出場が増加しています。

特に救急件数の増加により、救急隊との連携など、救急に関連した各種災害件数が増加傾向にあります。



各種災害のうち、救急隊と連携して消防隊が出場した件数



(4) 現場到着時間の状況

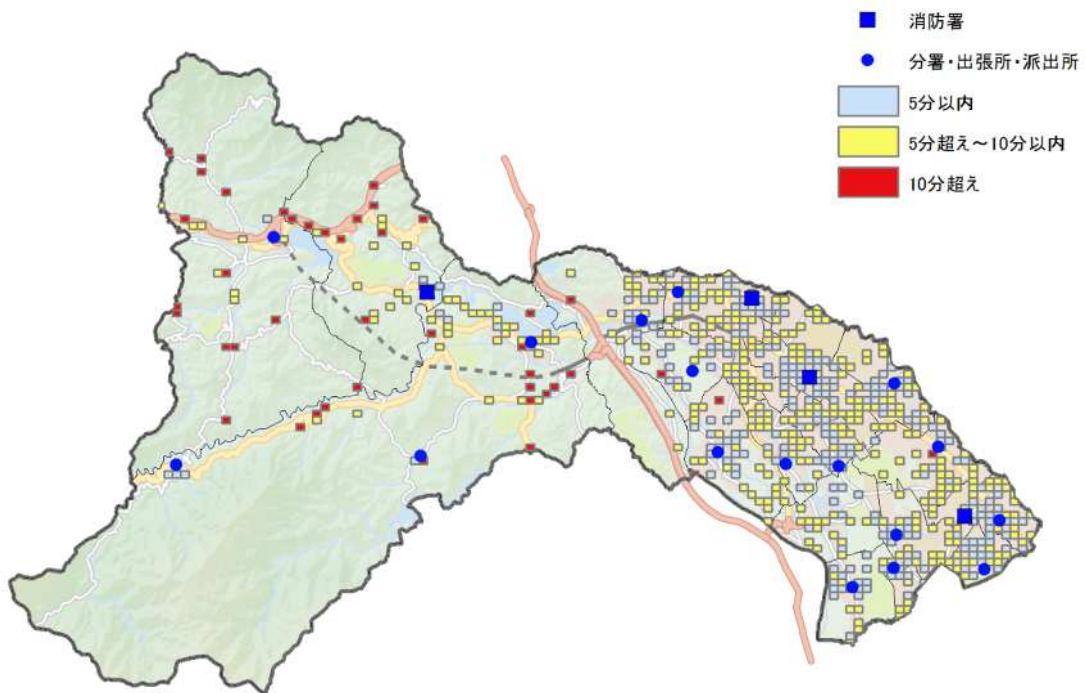
現在配置されている消防署所における覚知（出場指令）から災害現場到着までに要する時間（現場到着時間）の分析は、人口・世帯や市街地の分布とともに、消防署所及び消防部隊の配置の指標となります。

旧計画では、市街地の火災及び救急において、消防署所から災害現場に5分以内に到着することを目標に消防署所を整備してきました。

平成28年の現場到着時間（全市域）は、火災にあっては約6.8分、救助にあっては約6.0分、特に救急にあっては約8.2分と延伸傾向にあります。

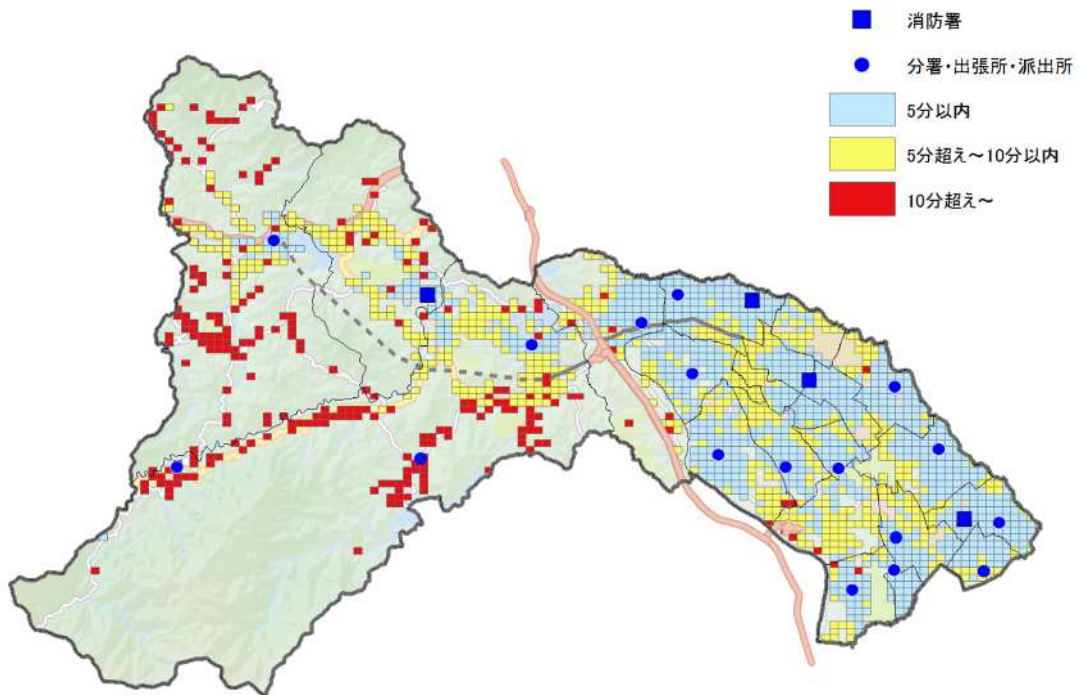
このことから、効果的な消防署所、消防部隊の配置等により、現場到着時間の短縮が必要です。

火災（平成22年～平成28年）の現場到着状況



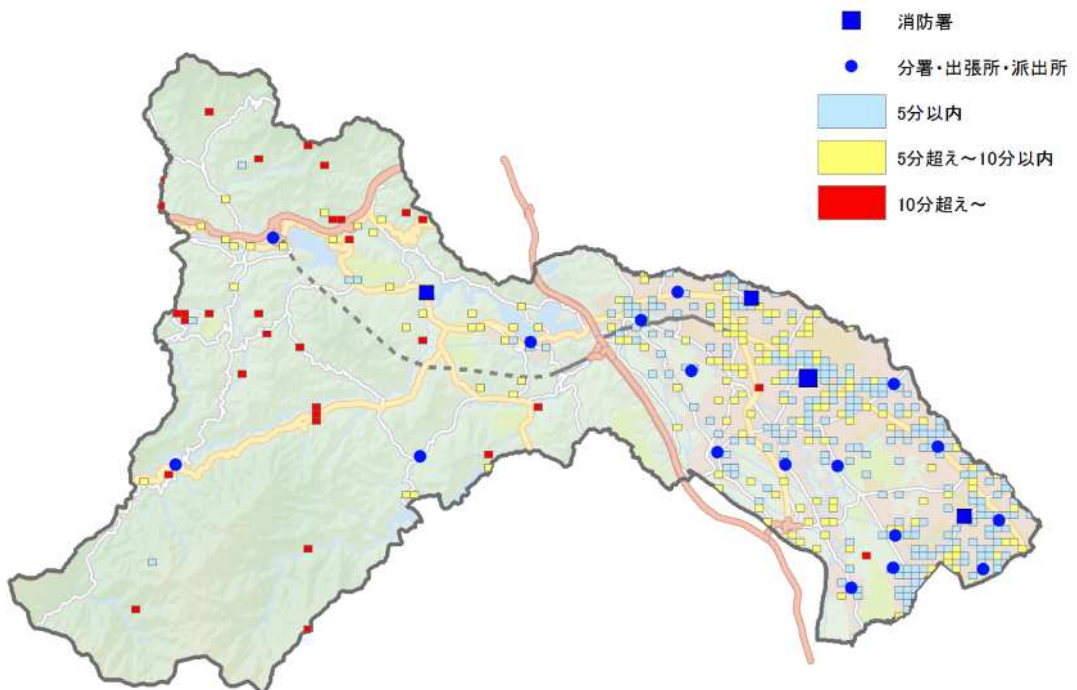
((c)Esri Japan)

救急（平成28年）の現場到着状況



((c)Esri Japan)

救助（平成28年）の現場到着状況

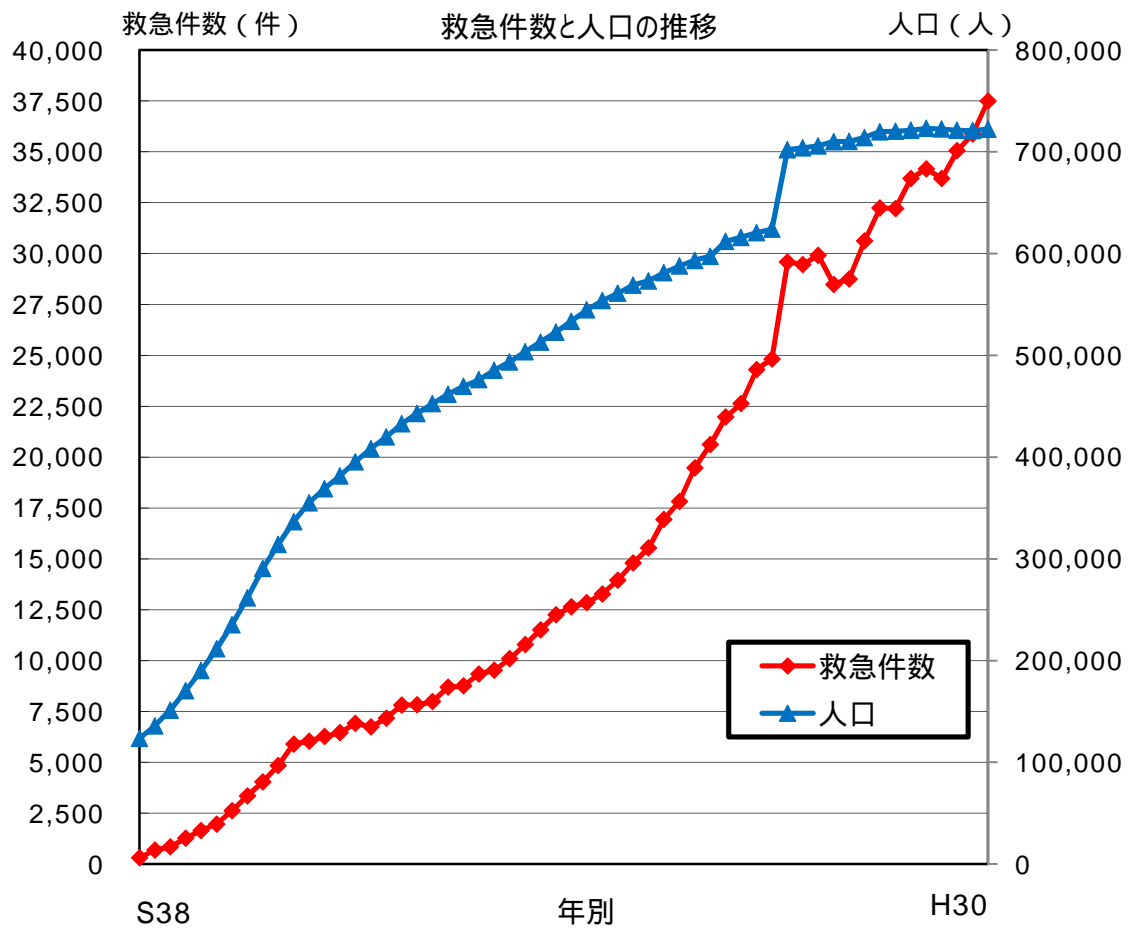


((c)Esri Japan)

(5) 救急需要の現況と救急件数の将来推計 (救急需要の動向等)

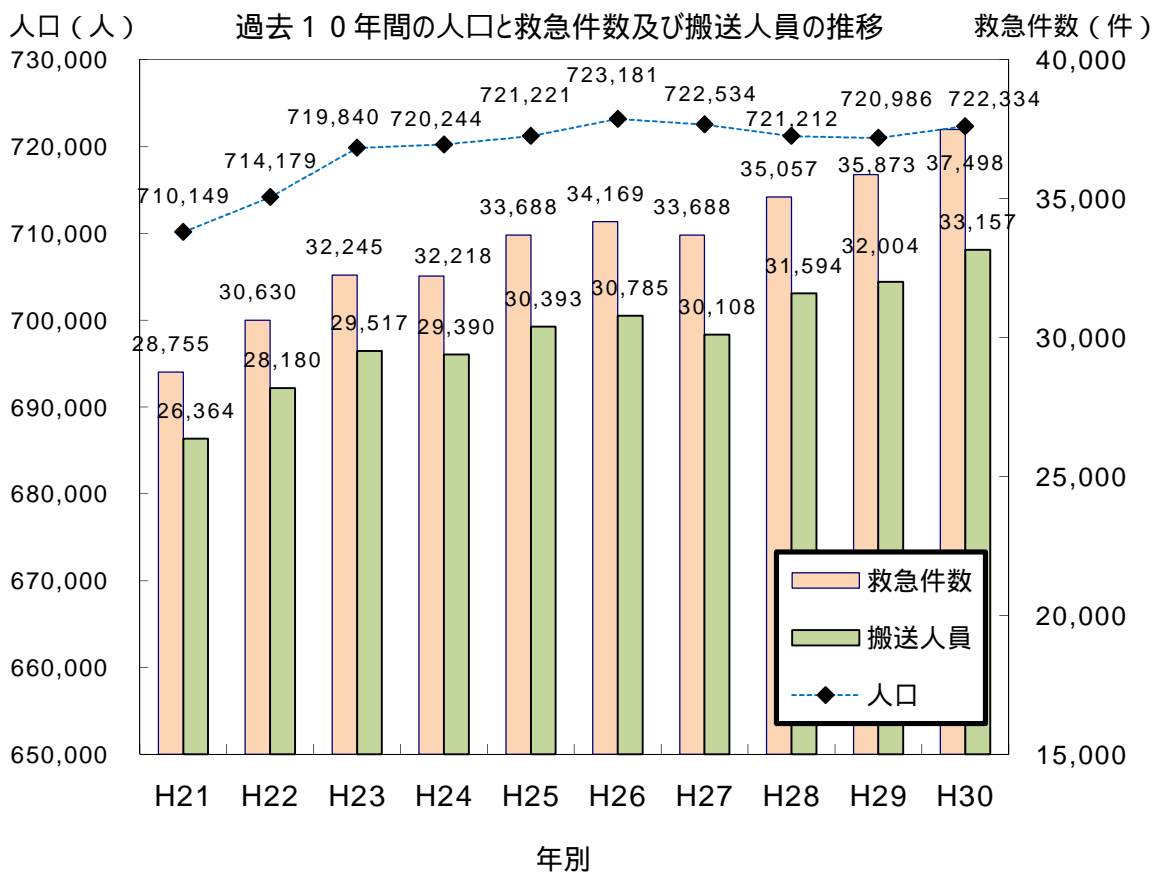
【救急件数と人口の推移】

近年、人口は横ばいの状況ですが、救急件数は増加の一途をたどり、平成 2 8 年に初めて 3 5 , 0 0 0 件を超え、平成 3 0 年には過去最多の 3 7 , 4 9 8 件となりました。



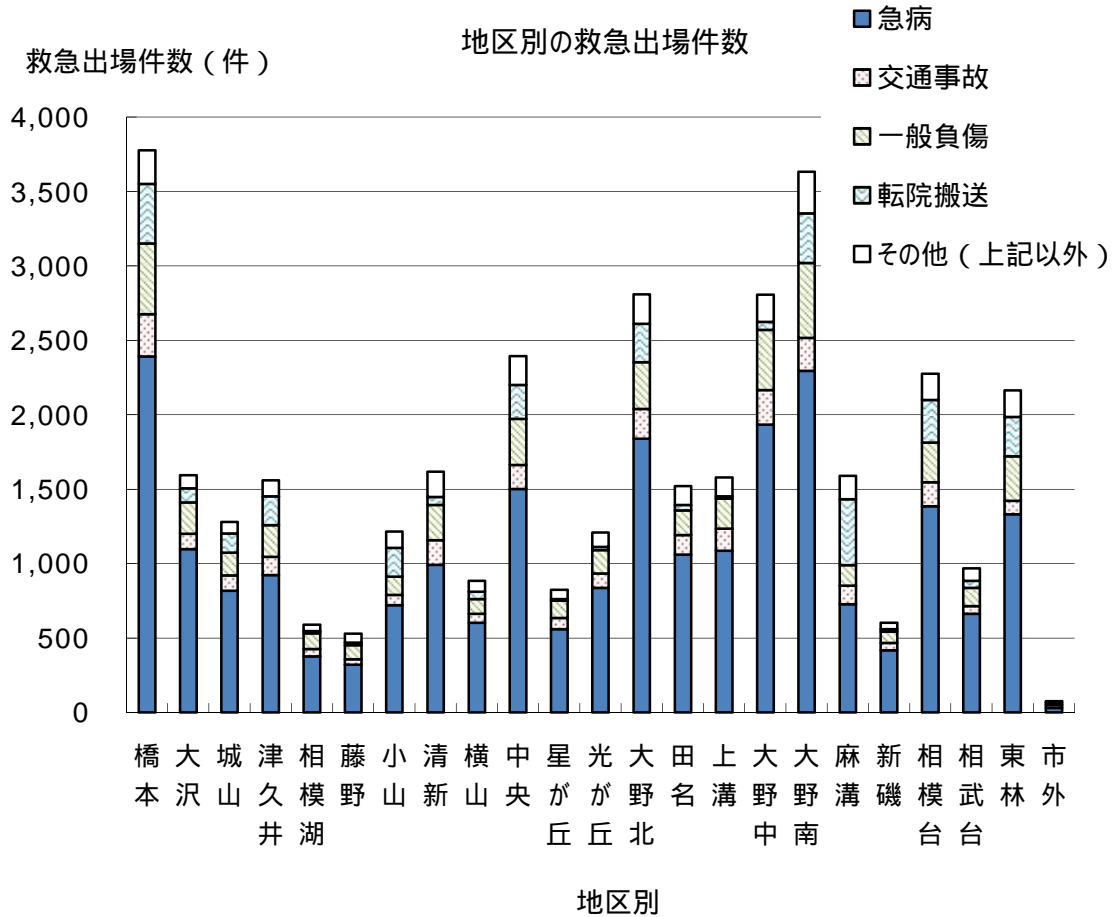
【救急件数及び搬送人員の推移】

前記のとおり、救急件数は増加し、搬送人員もこれに比例して増加傾向となっています。



【地区別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を地区別にみると、緑区の橋本地区が最も多く、中央区では中央地区や大野北地区、南区では大野南地区や大野中地区の件数が多くなっています。

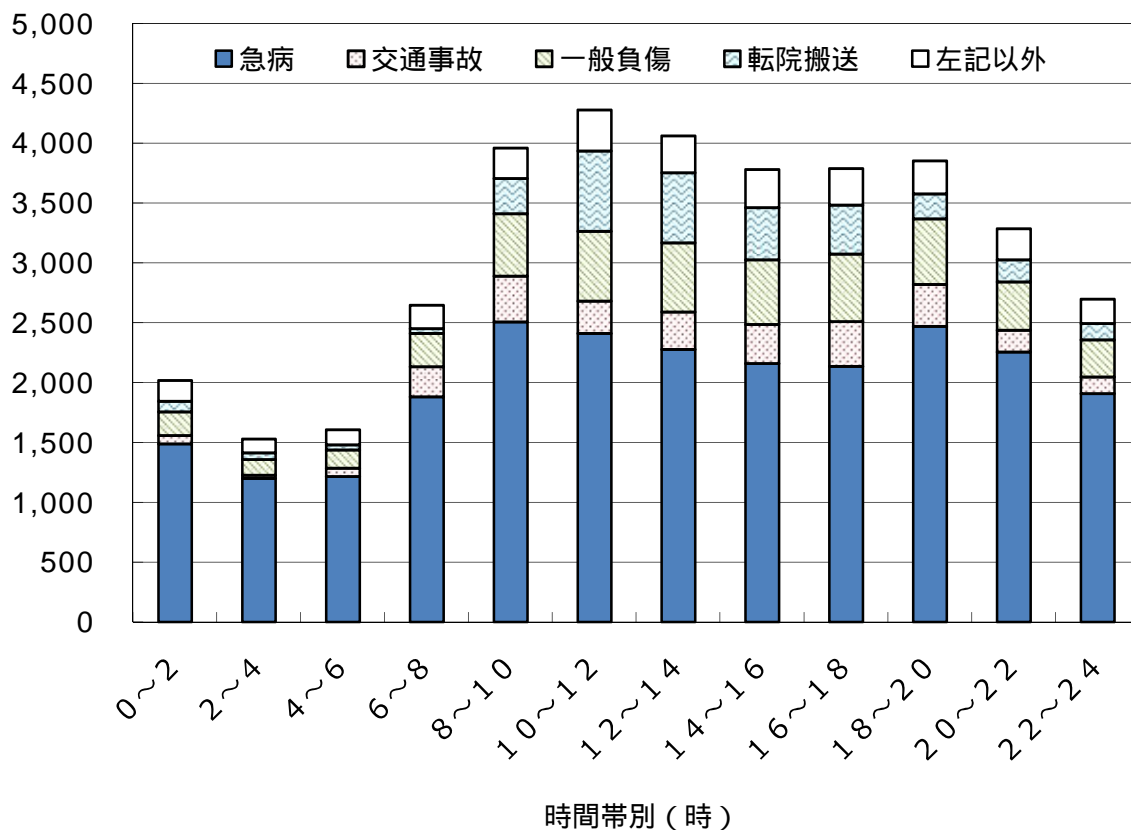


【時間別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を時間別にみると、10時から12時が4,277件と最も多く出場しています。また、事故種別からみて、出場件数が多い時間帯は、急病が8時から10時までに2,506件、交通事故が8時から10時までに384件、一般負傷が10時から12時までに581件、転院搬送が10時から12時までに671件となっています。

時間別の救急出場件数

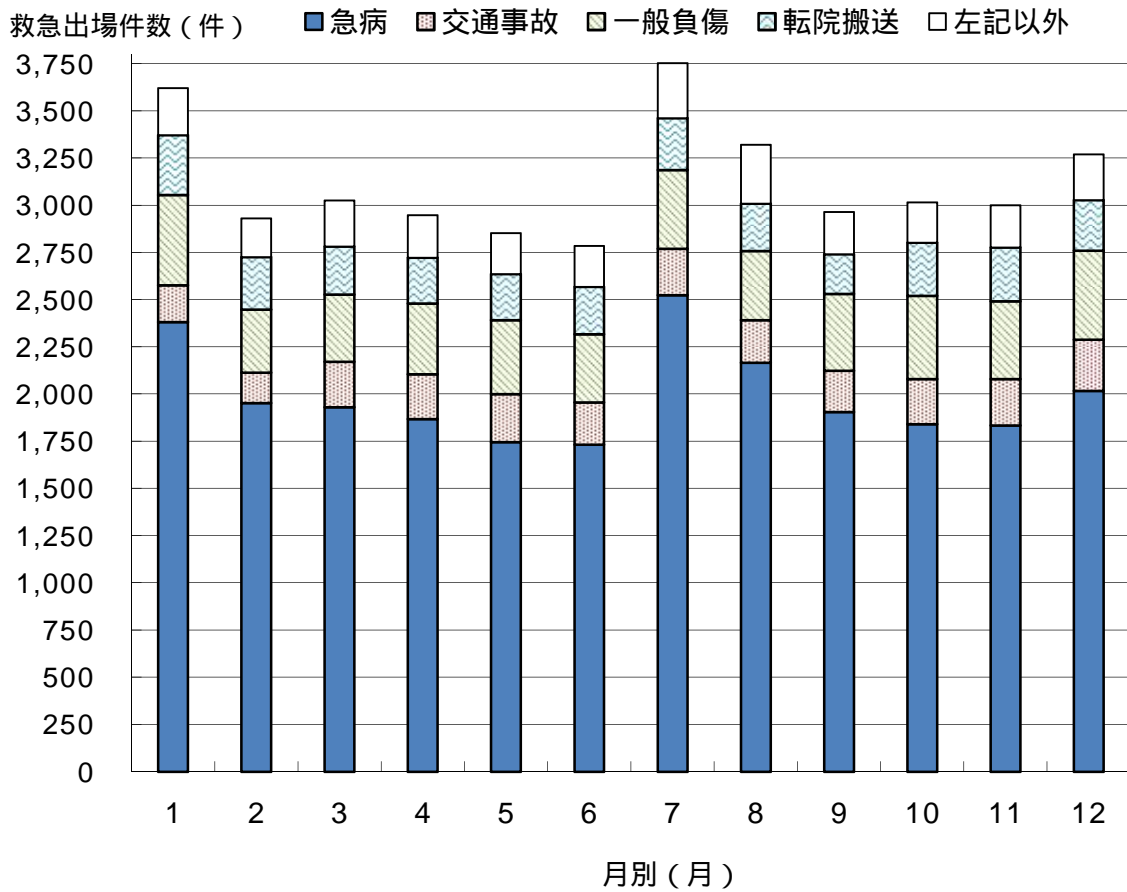
救急出場件数（件）



【月別の救急出場件数】

平成30年の救急出場件数を月別にみると、7月が最も多く、3,754件（1日の平均出場件数が121.1件）、最も少ないのは6月の2,786件（1日の平均出場件数92.9件）となっています。

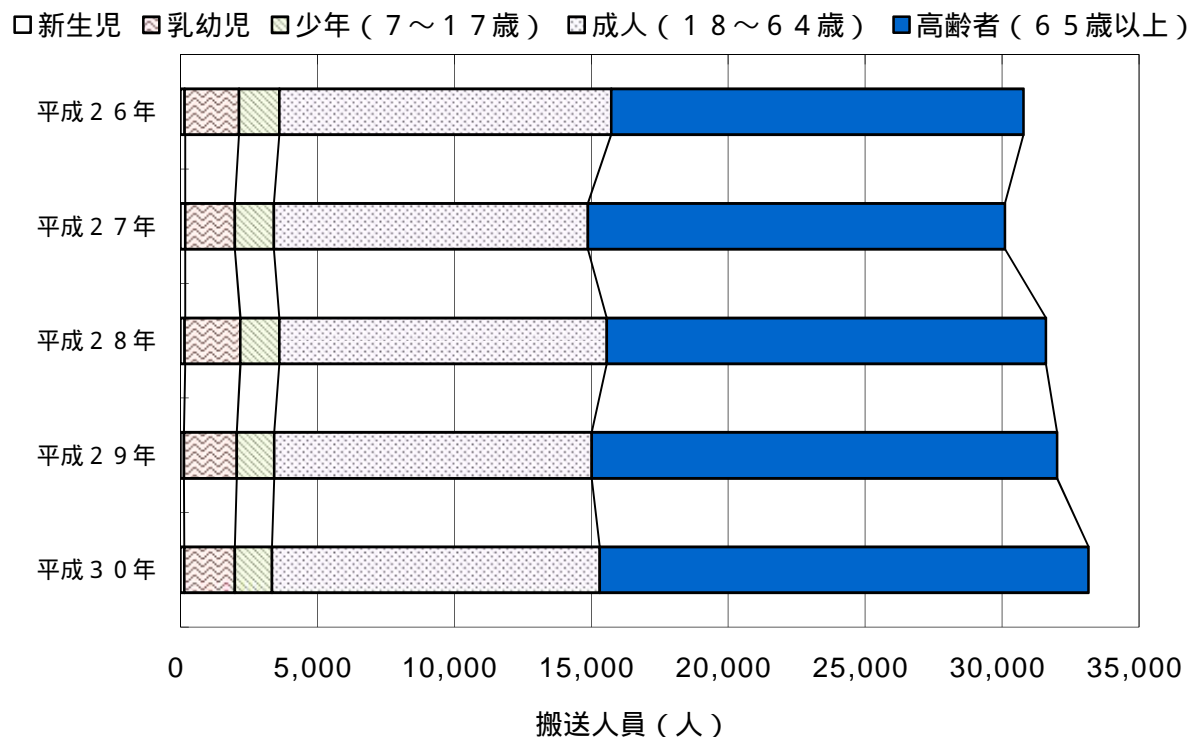
月別の救急出場件数



【年齢区分別の搬送人員状況】

平成30年の搬送人員を年齢区分別にみると、高齢者が17,850人(53.8%)と約半数を占め、成人が11,965人(36.1%)、乳幼児が1,845人(5.6%)と続いています。また、年齢区分別の搬送人員の推移をみると、高齢者の搬送割合は年々増加しています。

年齢区分別の搬送人員構成比の推移



【注】年齢区分の定義

新生児：生後28日未満の者

乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者

少年：満7歳以上満18歳未満の者

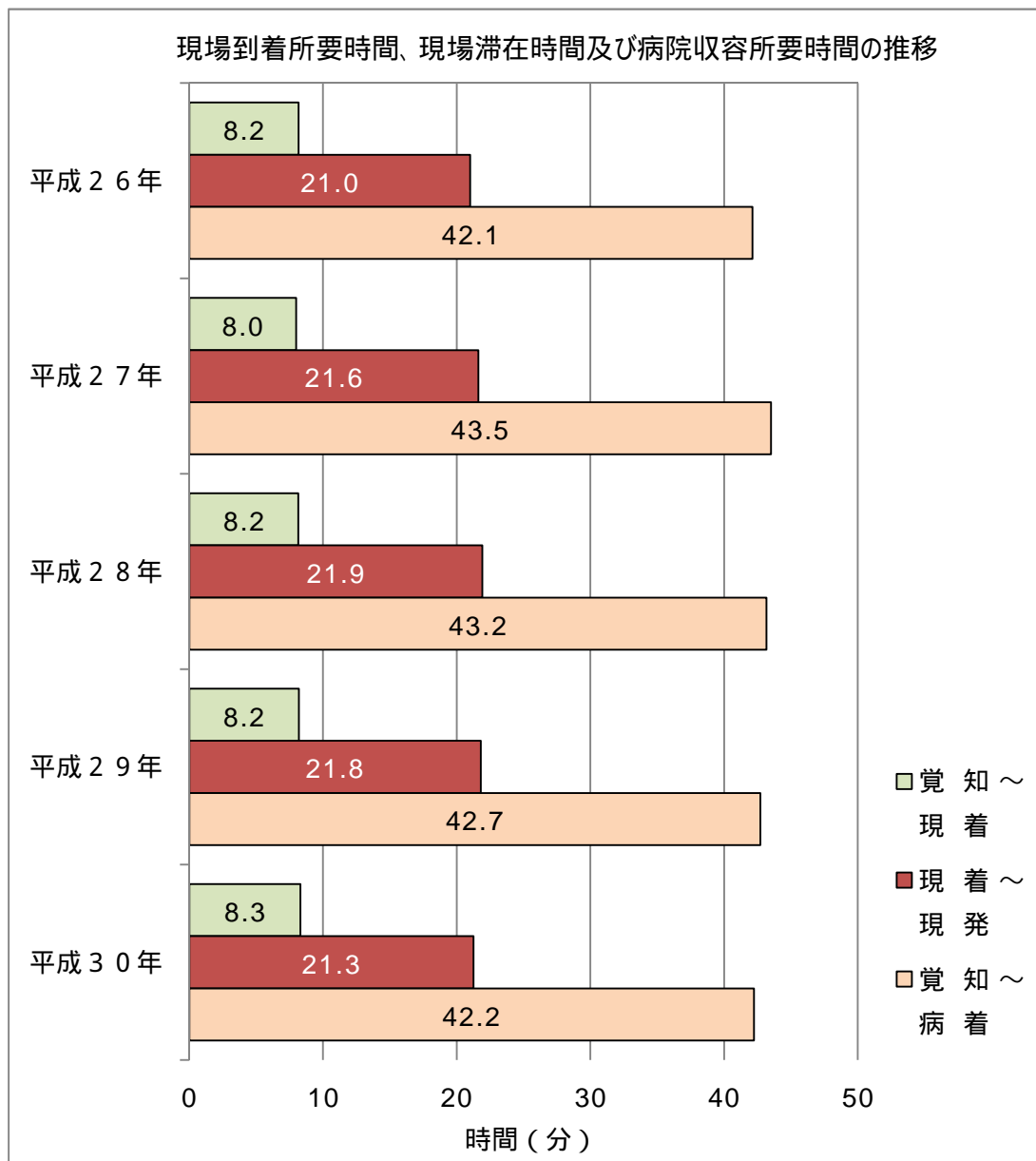
成人：満18以上満65歳未満の者

高齢者：満65歳以上の者

【現場到着所要時間、病院収容所要時間等の状況】

平成30年の救急出場による、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）は、平均で8.3分、現場滞在時間（現場に到着してから病院に向かうまでに要した時間）は、平均21.3分、病院収容所要時間（119番通報を受けてから病院に収容するまでに要した時間）は、平均で42.2分となっています。

現場到着所要時間、現場滞在時間及び病院収容所要時間の推移をみると、大きな変動はありませんが、平成28年からの現場到着所要時間は延伸傾向、他は短縮傾向となっています。



【各救急隊（18隊）の出場状況（平成30年）】

平成30年の各救急隊の出動状況を見ると、1隊当たり、年間3,000件、総活動時間3,500時間を超える救急隊は、相模原消防署本署、淵野辺分署及び南消防署本署の3つの救急隊です。特に相模原消防署本署は、年間勤務時間（約5,657時間）に対して85%の活動時間に達しています。

救急隊は、救急出場の前後に、救急車内や救急資器材の消毒などの出場準備、救急活動に係る報告書の作成、救急活動に必要な訓練等にも多くの時間が必要であり、出場の多い救急隊は、当直勤務中に救急出場とこれら出場に向けた準備等を繰り返すこととなります。

出動の多い救急隊の隊員の勤務状況は、大変厳しい状況にあり、より質の高い救急業務を実施するためには、これら出場の多い救急隊を補完するための新たな救急隊の配置が必要です。

消防署	隊名	出場件数	活動時間数 (覚知～帰署)	年間勤務時間 に対する活動時間 の割合	1件当たりの 活動時間 (分)
相模原	相模原	3,735	4,823	85%	77.48
	田名	1,806	2,447	43%	81.30
	淵野辺	3,215	3,803	67%	70.97
	緑が丘	2,829	3,578	63%	75.89
	上溝	2,262	3,041	54%	80.68
南	南	3,449	4,049	72%	70.44
	新磯	1,288	1,844	33%	85.89
	大沼	2,911	3,759	66%	77.48
	相武台	2,564	3,149	56%	73.69
	上鶴間	2,612	3,269	58%	75.10
北	北	2,697	3,605	64%	80.19
	大沢	1,669	2,205	39%	79.28
	相原	1,984	2,563	45%	77.52
	城山	1,782	2,215	39%	74.57
津久井	津久井	900	1,418	25%	94.51
	派出所	1,058	1,509	27%	85.56
	藤野	612	1,093	19%	107.18
	青根	125	277	5%	133.00

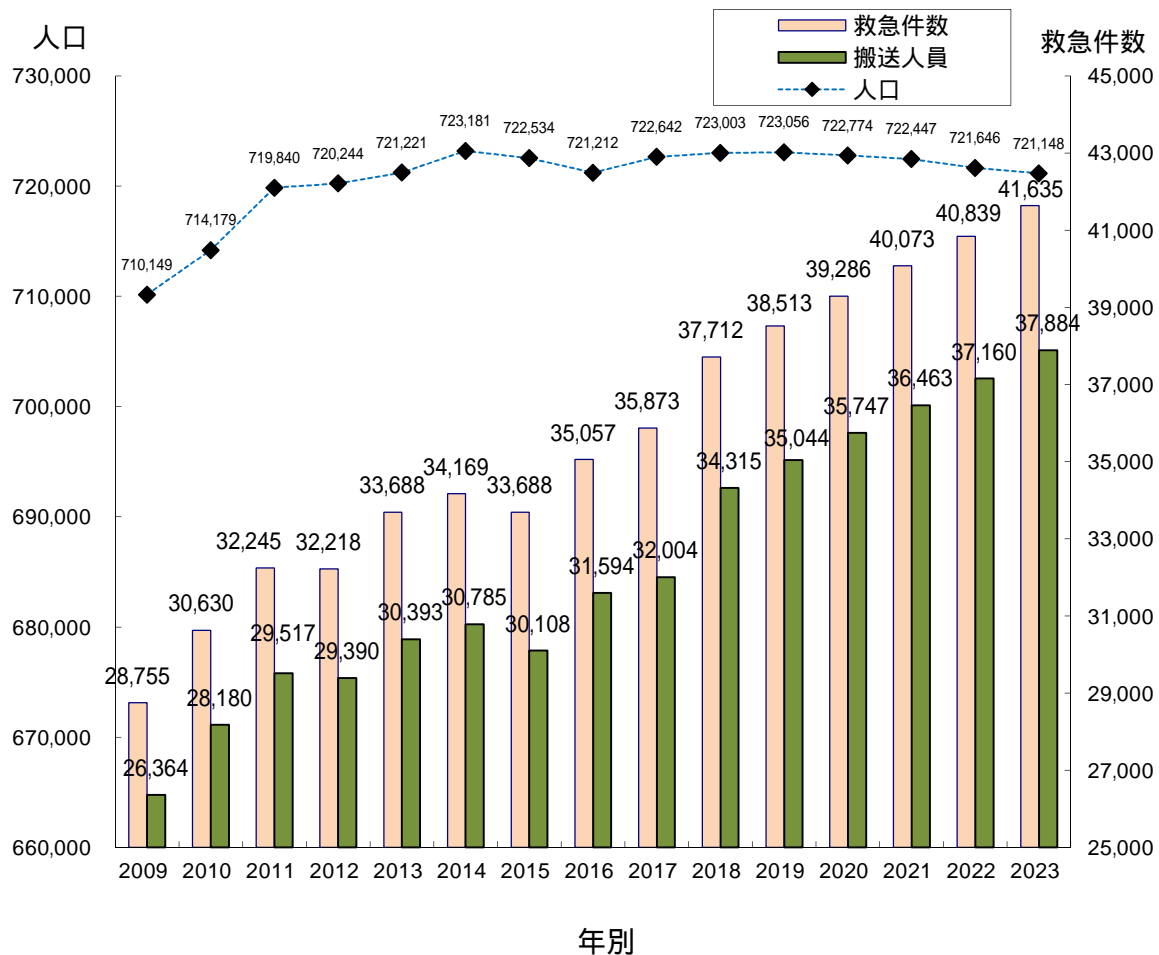
年間勤務時間（約5,657時間）は、1当直の勤務時間15時間30分に365日
を乗じて算出しています。

【救急需要の将来推計（人口と救急件数及び搬送人員の推移と将来推計）】

16ページに記載のとおり、本市の人口は今後減少すると推計されています。

こうした状況下においても救急件数は、当面の間、増加傾向にあると推計され、令和5年（2023年）には、41,635件、37,884人まで、それぞれ増加すると見込まれます。

このことから、救急需要増加に適切に対応するための更なる救急体制の充実が必要です。

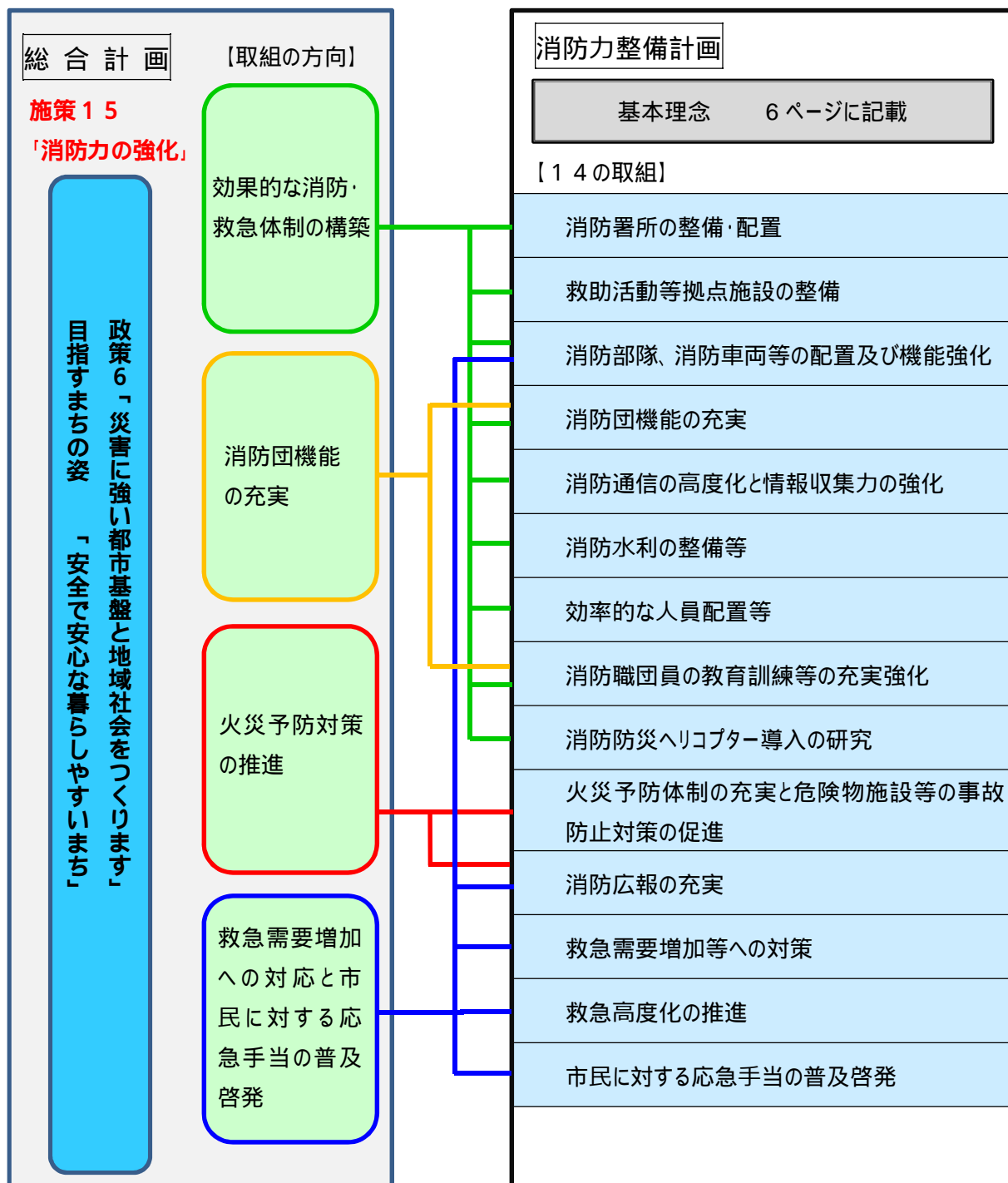


平成30年（2018年）からの出場件数は、さがみはら都市みらい研究所から提供を受けた傷病者搬送数推計データに基づき、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）までの不搬送件数割合の平均値（10.99%）を乗じて算出（平成29年に算出）

4 消防力を強化するための取組

本計画の基本理念はもとより、旧計画の取組成果を踏まえた課題を始め、本市の災害の発生状況や救急需要の将来推計等に基づき、次のとおり、消防力を強化するための14の取組を推進します。

(1) 取組の体系



(2) 取組の具体的内容

取組 1 消防署所の整備・配置

課題等

消防活動を実施するには、消防用自動車等とそれを運用するための消防職員を常時配置するための消防署所が必要であり、消防署所は消防力の根幹をなす最も重要な施設の一つです。

老朽化した消防署所を再整備するとともに、災害の発生分布、消防部隊の現場到着時間、将来の人口推計、救急需要増加、都市基盤の整備状況等を勘案し、必要な消防部隊を配置することができる消防署所の移転整備等が必要です。

取組内容

旧計画の未着手事業について、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題が整理されたものから、順次整備を進めていきます。また、必要に応じて既存施設を改修するとともに、北消防署の移転整備等や消防指令センターの在り方について検討します。

なお、整備に当たっては、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」との整合を図りながら検討を進めていきます。

【今後整備が必要な市街地の消防署所】

東林分署の再整備

救急隊の到着時間、救急需要等を勘案し、新たに救急隊を配置できるよう分署を再整備します。

(仮称) 麻溝台・相武台分署の新設(統合)

救急隊の到着時間、救急需要等を勘案し、「麻溝台・新磯野地区整備推進事業」を踏まえ、麻溝台分署・相武台分署を統合し、消防部隊の機動性の向上を図るため、幹線道路沿いなどに新たな分署を配置します。

(仮称) 当麻又は麻溝分署の新設

救急隊の到着時間や救急需要、さらには、「圏央道相模原愛川インターチェンジ」周辺の「当麻地区土地区画整理事業」の整備状況を勘案し、新たな分署を配置します。

(仮称) 中野又は串川分署の新設(救急隊派出所を再整備)

津久井地域における市街地(人口集中地区)である中野地域周辺と串川地域の消防力を強化するため、現在の救急隊派出所から消防隊を増強した分署として、新たに整備します。

【今後整備が必要な市街地以外の消防署所】

津久井消防署の再整備

庁舎の老朽化への対応や山林火災、山岳事故、湖や河川における水難事故等の災害に対応するため、令和5年度開署に向け、津久井消防署の管轄区域のほぼ中央に位置する相模湖地区の寸沢嵐地域への移転整備を推進します。

鳥屋分署の再整備

庁舎の老朽化への対応はもとより、リニア中央新幹線の車両基地整備による地域の環境変化、車両基地に関連した事故等に対応するため、現在の出張所から分署として、新たに整備します。

【その他】

既存施設の改修

消防署所の整備・配置状況を勘案しつつ、既存の消防署所の改修を検討し、着実に実施します。

北消防署の移転整備等の検討

リニア中央新幹線の駅が設置されることを踏まえ、橋本地区におけるリニア中央新幹線に関連した火災や救助事故等に対応するため、救助工作車（救助隊）の配置に併せた北消防署の移転整備について検討します。

消防指令センターの在り方の検討

将来の相模原駅周辺のまちづくりを踏まえ、現在の相模原消防署の再整備も視野に入れた消防指令センターの在り方について検討します。

【市街地における消防署所の配置の考え方】

「消防力の整備指針」では、国が実施した消防活動に関する実態調査において、消防隊の出場から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率は高まることが明らかになっていることから、火元建築物1棟の独立火災で消火するため、出勤から6.5分以内（出場から現場到着までの走行限界時間4.5分と現場到着から放水開始までの放水準備時間2分の合計とする考え方）に放水ができるよう消防署所を配置することを目標としています。本市においても、市街地は、大規模な建築物があり、密集度が高いのが現状です。また、超高齢化の進行等により救急需要も増加の一途をたどっています。旧計画ではこれらの災害に対応するため、市街地においては、消防隊及び救急隊が覚知（出勤指令）から災害現場まで5分以内（出場指令から出勤までの出場準備0.5分と出場から現場到着までの走行限界時間4.5分の合計とする考え方）で到着できるよう消防署所を配置することを目標に整備してきました。本計画では、延伸している現場到着時間を短縮するため、引き続き、適切に消防署所を配置します。

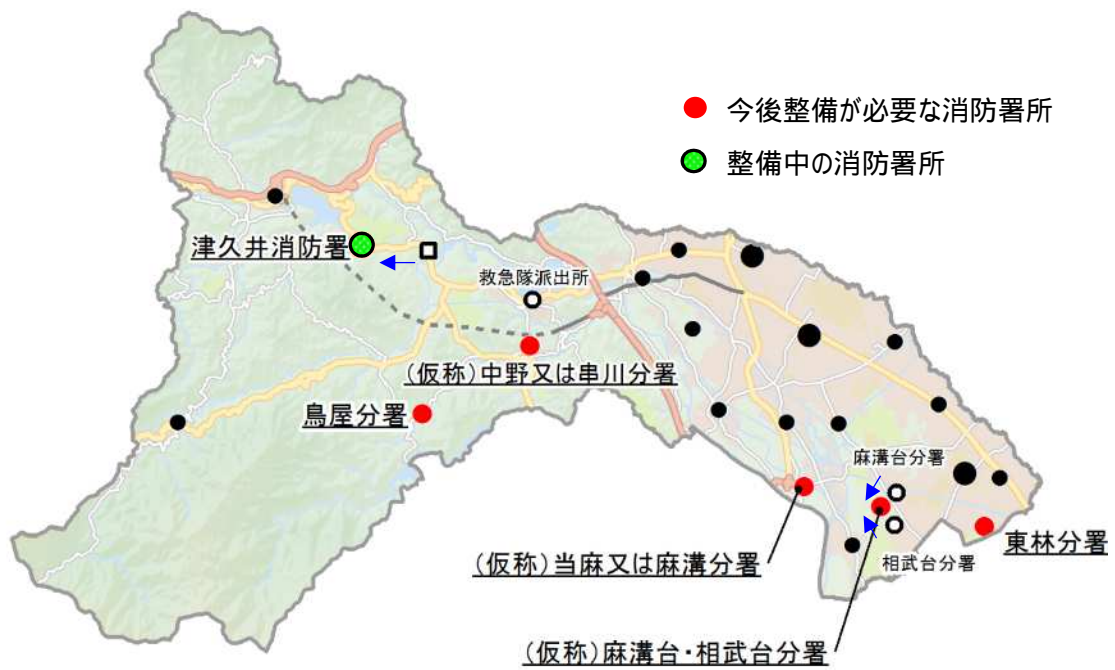
【市街地以外の地域における消防署所の配置の考え方】

市街地以外の地域においては、建築物や人口が少ないことから、火災、救急等の災害発生件数は少ないものの、山林火災、山岳事故、湖や河川における水難事故等、地域特有の災害が発生していることから、消防署所の管轄区域、災害の発生状況等を勘案し、消防署所を配置します。

消防署所の配置(将来目標)

	現 行 (平成31年4月1日現在)		将来目標
相模原消防署	本署		本署
	田名分署		田名分署
	淵野辺分署		淵野辺分署
	緑が丘分署		緑が丘分署
	上溝分署		上溝分署
南消防署	本署	再整備 統合	本署
	麻溝台分署		(仮称)当麻又は麻溝分署
	新磯分署		新磯分署
	東林分署		東林分署
	大沼分署		大沼分署
	相武台分署		(仮称)麻溝台・相武台分署
	上鶴間分署		上鶴間分署
北消防署	本署	移転整備 の検討	本署
	大沢分署		大沢分署
	相原分署		相原分署
	城山分署		城山分署
津久井消防署	本署	再整備 再整備 再整備	本署
	救急派出所		(仮称)中野又は串川分署
	藤野分署		藤野分署
	青根分署		青根分署
	鳥屋出張所		鳥屋分署
合 計	21署所		21署所

今後整備が必要な消防署所



((c)Esri Japan)

消防署所の配置状況(将来目標)

【消防署所の開署年月等】

名 称	所 在 地	構 造 面積 [敷地面積]	開署年月 (改築年月)
相模原市消防局	中央区中央 2丁目2番15号	鉄筋コンクリート3階建 2,249㎡ [3,658㎡]	昭和33年1月 昭和47年6月(移転)
消防指令センター	同 上	鉄骨鉄筋コンクリート4階建 4,501㎡ [局と同敷地]	平成2年4月
相模原消防署	同 上	相模原市消防局に同じ	相模原市消防局に同じ
田名分署	中央区田名 4841番地3	鉄筋コンクリート2階建 一部3階建 1,690㎡ [1,927㎡]	昭和45年1月 平成13年10月(移転)
淵野辺分署	中央区淵野辺本町 3丁目1番8号	鉄筋コンクリート2階建 951㎡ [1,269㎡]	昭和40年12月 昭和61年3月(移転)
緑が丘分署	中央区緑が丘 1丁目32番25号	鉄筋コンクリート2階建 968㎡ [2,370㎡]	昭和57年4月
上溝分署	中央区上溝 2163番地9	鉄筋コンクリート3階建 1,186㎡ [1,811㎡]	平成3年6月
南消防署	南区相模大野 5丁目34番1号	鉄筋コンクリート3階建 2,228㎡ [2,520㎡]	昭和36年6月 昭和50年4月(昇格) 昭和62年7月(移転)
麻溝台分署	南区麻溝台 8丁目38番20号	鉄筋コンクリート2階建 332㎡ [653㎡]	昭和47年12月
新磯分署	南区磯部 1229番地1	鉄筋コンクリート2階建 1,176㎡ [2,311㎡]	昭和43年12月 平成18年10月(移転)
東林分署	南区東林間 7丁目35番25号	鉄筋コンクリート2階建 252㎡ [1,923㎡]	昭和51年4月
大沼分署	南区古淵 3丁目15番8号	鉄筋コンクリート2階建 1,188㎡ [1,524㎡]	昭和52年4月 平成8年3月(増築)
相武台分署	南区新磯野 2丁目51番1号	鉄筋コンクリート2階建 1,216㎡ [1,895㎡]	昭和60年4月
上鶴間分署	南区相模大野 7丁目40番4号	鉄筋コンクリート2階建 1,187㎡ [1,880㎡]	平成4年6月

北消防署	緑区橋本 4丁目16番6号	鉄筋コンクリート2階建 1,473㎡ [1,598㎡]	昭和37年7月 昭和49年3月(移転) 平成11年10月 (増築・昇格)
	大沢分署	緑区大島 1745番地1	鉄筋コンクリート2階建 1,189㎡ [2,373㎡] 昭和50年4月 平成8年5月(移転)
	相原分署	緑区相原 4丁目14番9号	鉄筋コンクリート2階建 595㎡ [1,783㎡] 昭和53年4月 平成27年3月(改築)
	城山分署	緑区川尻 1699番地1	鉄筋コンクリート2階建 727㎡ [1,793㎡] 昭和49年4月 平成7年4月(移転)
津久井消防署	緑区寸沢嵐 574番地2	鉄筋コンクリート3階建 937㎡ [1,649㎡]	昭和44年9月 昭和48年3月(移転) 平成2年4月(増築) 平成18年3月(合併)
	救急隊派出所	緑区太井 157番地1	軽量鉄骨造平屋建 155㎡ [541㎡] 平成10年4月
	藤野分署	緑区吉野 433番地1	鉄筋コンクリート2階建 630㎡ [1,011㎡] 昭和49年4月 平成25年4月(移転)
	青根分署	緑区青根 1372番地1	鉄筋コンクリート2階建 456㎡ [1,419㎡] 昭和49年4月 平成30年4月(移転)
	鳥屋出張所	緑区鳥屋 789番地7	鉄筋コンクリート平屋建 165㎡ [712㎡] 昭和49年4月

取組 2 救助活動等拠点施設の整備

課題等

今後危惧される首都直下地震や大規模災害が発生した場合に備え、災害活動の拠点となる施設を整備して、*緊急消防援助隊（他都市からの消防の応援部隊）の受援体制を強化する必要があります。

市内に2箇所ある防災消防訓練場は、大規模災害により他都市から緊急消防援助隊を受け入れる場合の進出拠点・宿営場所として十分な機能を有していないことから、大規模災害時の受援に適した新たな施設整備が必要です。

複雑多様化する災害に対応するため、今日のベテラン職員の大量退職により増加している若手職員への教育訓練の充実強化、より高度な知識技術の修得などを目的とした、訓練施設の整備が必要です。

取組内容

現在の下溝防災消防訓練場は、大規模災害により他都市から緊急消防援助隊を受け入れるための進出拠点・宿営場所としては十分な機能を有していないことから、大規模災害時の受援を想定した「救助活動等拠点施設」として、財政や都市基盤の整備状況などを勘案し、諸課題を整理した上で、移転を視野に入れた再整備を行います。

この再整備においては、近接する消防署所との合築（集約化）について検討し、三井防災消防訓練場においても、今後、移転整備を視野に入れた検討を行います。

さらに、複雑多様化する災害に対応するため、今日のベテラン職員の大量退職により増加している若手職員への教育訓練の充実強化、より高度な知識技術の修得などを目的として、併せて実践的な訓練施設を整備します。

【本市防災消防訓練場】

名称	所在地	敷地面積	設置年月
下溝防災消防訓練場	南区下溝 3042 番地 2	8,274 m ²	平成 6 年 4 月
三井防災消防訓練場	緑区三井 352 番地 4	7,921 m ²	平成 25 年 2 月

【受援施設に求められる主な機能】

指揮作戦機能	到着した応援部隊の受付等
補給機能	応援部隊活動の指揮・通信
ベースキャンプ機能	活動資機材、燃料等の補給 応援部隊の待機・宿泊施設
車両駐車・滞在機能	応援部隊の車両集結・滞在场所
航空機離着陸機能	ヘリコプターの緊急離着陸場

取組 3 消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化

課題等

消防部隊の現場到着時間や増加する救急需要増加などを勘案し、必要な消防部隊を配置する必要があります。

リニア中央新幹線の駅が橋本駅周辺に設置されることを踏まえた大規模地下施設を始め、本市の将来の都市構造や取り巻く環境の変化に対応する特色を持った消防部隊の創設や、現在配置されている消防部隊の更なる機能強化が必要です。

消防隊、救急隊、救助隊等に配置されている消防車両の計画的な更新が必要です。

複雑多様化する災害、首都直下地震などの大規模地震や近年頻発する風水害、テロ等に対応するための新たな消防車両や、多様な消防活動に必要な新たな資機材の導入が必要です。

取組内容

指揮隊の配置

引き続き、各消防署に指揮隊を配置します。現在、指揮隊が現場指揮と併せて担当している火災原因調査事務を新たに別の部署に担当させるなどして、災害現場全般を統括するための指揮活動に特化した、災害対応能力の強化に向けた取組について検討します。

消防隊の配置

消防隊の活動は、建物、林野、車両等の火災に限らず、交通事故や水難事故による人命救助、救急隊を支援するための活動など多岐にわたります。これに加えて、台風や集中豪雨、地震災害による大規模災害における消防隊の活動は、これまで以上に中心的な役割が求められることから、必要な消防署所に消防隊を配置します。

また、特殊災害、山岳救助や水難事故など、複雑多様化する災害に対応するため、特色を持たせた消防隊の創設を検討するとともに、警防活動能力の強化やより効率的な運用を図ることを目的に、消防車両の2台運用（消防隊1隊が消防車両2台（消防ポンプ自動車と特殊車両など）を運用）による災害に応じた出動体制を検討します。

救急隊の配置

喫緊の課題である超高齢化の進行等を見据えた救急需要増加に対応するため、救急需要の現況、将来推計等を踏まえた、救急隊の適正な配置について検討し、救急出場の多い地域に設置されている消防署所（2隊目の配置）又は救急隊が配置されていない消防署所に配置します。また、昼間に救急需要の多い地域への対応として公共施設等を活用した機動的な運用など、新たな取組を検討します。

なお、市街地以外の地域に設置されている消防署所への配置については、現在、青根分署に配置している「兼務隊」を参考とします。

救助隊の配置

救助隊の活動は、火災、交通事故、水難事故、山岳事故、自然災害から特殊災害など、あらゆる災害に対応しなければならないことから、引き続き、各消防署に救助隊を配置します。

なお、橋本地区にリニア中央新幹線の駅が設置されることを踏まえ、現在、配置の無い北消防署に救助隊を配置することについて検討します。

特殊車両隊の配置

高層建築物、危険物施設等での災害に対応するため、消防署所にはしご車、化学消防車等を運用する特殊車両隊を配置します。

特色を持った消防部隊の創設等

複雑多様化する災害や大規模地震等、将来の都市構造や取り巻く環境の変化に対応するための消防部隊の創設や機能強化を推進します。

警防資機材の充実

消防部隊が適切に消防活動を実施できるよう、引き続き、任務等に応じた資機材を計画的に更新し、整備します。

なお、更新及び整備に当たっては、大規模災害等に対応するための新たな資機材の導入について検討します。

広域消防応援と国際緊急援助への対応強化

緊急消防援助隊及び*国際消防救助隊への継続的な登録を推進するとともに、応援・救援活動に必要な教育訓練の充実強化に併せ、活動に必要な車両や各種資機材を整備します。

なお、本市独自の予備国際消防救助隊員登録制度の創設などにより、同隊員の教育訓練期間を拡充させるなどして、派遣体制の更なる充実強化を図ります。

消防部隊の配置状況（平成31年4月1日）

消防署所		消防部隊	指揮隊	消防隊	救急隊	救助隊	特殊車両隊
相模原消防署	本署		1	1	2	1	1
	田名分署			1	1	1	
	淵野辺分署			1	1		
	緑が丘分署			1	1		1
	上溝分署			1	1		
南消防署	本署		1	1	1	1	1
	麻溝台分署			1			
	新磯分署			1	1		
	東林分署			1			
	大沼分署			1	1		
	相武台分署			1	1		1
	上鶴間分署			1	1		
北消防署	本署		1	1	1		1
	大沢分署			1	1		
	相原分署			1	1		
	城山分署			1	1		
津久井消防署	本署		1	1	1	1	
	救急隊派出所				1		
	藤野分署			1	1		
	鳥屋出張所			1			
	青根分署			1	1		
配置数合計			4	20	18	4	5

相模原消防署本署の救急隊のうち1隊は、日勤救急隊で配置合計数に含めません。

消防隊が特殊車両を運用することが可能な署所を表します。

消防と救急の兼務隊の配置が可能な署所を表します（青根分署は配置済み）。

取組 4 消防団機能の充実

課題等

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも非常に優れた組織であり、大規模災害時や身近な災害への対応等地域の安全・安心を確保する上で必要不可欠な組織であるとともに、その果たす役割はますます大きくなっています。これまで以上に消防団を中心とした地域防災力の充実強化が必要です。

近年における産業構造や就業形態の変化等により、全国的な傾向として消防団員の数は減少傾向にあります。本市においても各地域で団員の確保に苦慮している状況にあり、引き続き、入団促進を図るとともに、本市消防団の在り方について検討する必要があります。

消防団詰所・車庫の整備については、平成 22 年度から平成 30 年度までに 11 施設を整備していますが、建築後 40 年を経過している施設については、引き続き、計画的な再整備が必要です。消防団車両の計画的な更新や災害活動に必要な装備の充実が必要です。

取組内容

消防団員の確保

地域における戸別勧誘、広報媒体（ラジオ、広報紙、市ホームページ等）や市内イベント等における P R 活動、ポスターの掲示・パンフレットの配布等を通じて消防団への入団を促進します。また、「*相模原市消防団充実・強化基本方針」を見直して、若者世代、女性、シニア世代の入団促進に取り組みます。

【相模原市消防団の定員と実員】 平成 31 年 4 月 1 日現在

定員	実員	充足率
1,710名	1,489名	87%

消防団の活性化

平成 27 年 6 月に策定した「相模原市消防団充実・強化基本方針」の見直しを通じて、消防団への加入促進はもとより、（仮称）大規模災害時活動団員の検討、消防団員の処遇改善、費用弁償・報酬等の見直し、消防団応援の店制度の登録店増加、被服の見直しなど、消防団活動の活性化に必要な取組を推進します。

消防団詰所・車庫の整備

消防団の活動拠点となる消防団詰所・車庫の計画的な再整備を進め、建築後 40 年を経過している施設については、積極的な整備を推進します。また、構造が R C 造等で堅固な施設は、大規

模改修等により長寿命化を図ります。

消防団車両の更新と装備の充実

消防団機能を十分に発揮するため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の計画的な更新、災害活動に必要な装備の充実を引き続き推進します。

取組 5 消防通信の高度化と情報収集力の強化

課題等

災害時において、迅速かつ適切な消防活動を実施するためには、平素から防災情報の収集など、災害情報の伝達体制を確立しておく必要があります。119番通報の受付、消防署所への出場指令、消防部隊の管制、現場活動支援や医療機関、防災関係機関等との連絡調整で中枢的な役割を果たしている消防指令センターを構成する機器（消防情報管理システム）は、常に最適な状態を維持するため、引き続き、計画的な機器の更新を行う必要があります。

NTTの固定電話網は令和7年までに現在の*メタル回線から*I P網に随時移行することから、消防情報管理システムの更新計画に合わせた*I P化への対応を行う必要があります。

*5Gなど最新の*情報通信技術（ICT）の動向を注視し、目的や活用方法に応じた利用価値の高いシステムを積極的に導入するなど消防通信の高度化の推進が必要です。

大規模災害が発生した場合、通信網や交通網が寸断され、必要な情報が得られなくなる場合が想定されることから、情報収集力の更なる強化が必要です。

取組内容

消防情報管理システムの整備

引き続き、消防情報管理システムの最適な状態を維持するため、更新計画に基づき計画的な機器の更新を行います。また、NTTの固定電話網は令和7年までに現在のメタル回線からI P網に随時移行することから、消防情報管理システムの更新計画に合わせたI P化への対応を行います。

情報通信技術（ICT）の活用

近年の災害の大規模かつ複雑多様化や超高齢化の進行による救急需要増加などに対応するため、最新の情報通信技術（ICT）の活用は、より効率的な災害管理・情報伝達的手段として非常に有効です。現場の救急隊員が傷病者の情報を音声とともに動画などを送ることにより、医療機関とリアルタイムに傷病者情報を共有するなど、様々な災害現場での活動や予防査察などの各種業務において、各種システムにアクセスするなどして、必要な情報を登録・閲覧や送信できるタブレット端末の導入について検討します。

情報収集力の強化

災害現場の状況を初動時からリアルタイムに消防指令センター及び関係機関に伝達することにより、更に迅速な現場活動や応援要請が可能となるため、ヘリコプターテレビ電送システム、消防用高所監視施設や新たな画像伝送システムの導入を検討します。

取組 6 消防水利の整備等

課題等

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、大震災の発生で広範囲にわたり水道が断水し、消火栓が使用できなくなった場合においても消防水利を確保するため、引き続き、防火水槽（耐震性貯水槽）の設置を推進する必要があります。

新たな防火水槽の設置には、用地の確保が必要です。

老朽化した消防水利を適切に維持管理していく必要があります。

津久井地域に設置されている*消火栓ホース格納箱については、格納されている消火用ホースの老朽化が進んでおり、効率的・効果的な維持管理方法の検討が必要です。

取組内容

消防水利の整備等

消防水利は、消防ポンプ自動車等により消火活動を行うために必要不可欠であることから、消火活動を実施するための消防水利について定めている「*消防水利の基準（昭和 36 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）」に準拠して、引き続き整備します。平常時における火災への対応はもとより、大規模地震対策や地域の特性を考慮した消火栓や防火水槽（耐震性貯水槽）などの人工水利と河川や湖などの自然水利を適切に組み合わせた整備を推進します。また、老朽化した消防水利の定期的な更新は、多額の費用を要することから、長期的視点に立った計画的な維持管理方法を検討します。

なお、この検討に当たっては、既設防火水槽の実態把握を更に進めるため、非破壊検査の実施など具体的な調査を行います。

自主防災組織（地域住民）による消火栓の活用

津久井地域に設置されている消火栓ホース格納箱については、自主防災訓練などにより取扱方法に精通している地域住民や消防団員が消防隊の到着までの間に初期消火が行えるよう設置されていることから、地域の事情等を考慮しながら維持管理を継続します。

取組 7 効率的な人員配置等

課題等

大規模かつ複雑多様化する災害や救急需要増加はもとより、今後の消防行政を取り巻く環境の変化に対応するため、各課業務の積極的な見直しや効率的な人員配置が必要です。

引き続き、職員の意識向上を図るため、仕事内容の適性を考慮し、男女を問わず、やりがいを見いだせる部署への配置が必要です。

女性消防吏員の更なる活躍の推進が求められています。

今後、定年退職年齢の延長が見込まれることから、知識技術の伝承を考慮した人員配置の検討が必要です。特にベテラン職員の知識や経験の積極的な活用等が重要です。

取組内容

消防部隊への効率的な人員配置

今後の消防行政を取り巻く環境の変化に対応するため、業務の積極的な見直し等を通じて、指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等それぞれの部隊の専門性等を勘案しつつ、職員の能力等（能力開発も含む。）に沿った人員を適正に配置します。

あわせて、消防部隊が担当する業務の見直しを進めるなど、更なる効率化を図ります。

定年延長等によるベテラン職員の知識や経験の活用

定年延長などを踏まえた効率的な人員配置を実施します。また、ベテラン職員の知識や経験を様々な職域で積極的に活用し、若手職員に知識技術を伝承していきます。また、今後、定年退職年齢が延長された場合は、更なる職域拡大についても具体的に検討します。

働きやすい職場づくり

職員意向調査を実施し、職務適性、職員意向を参考にして、引き続き、男女を問わず、やりがいを見いだせる部署へ配置していきます。また、育児休業明けの職員が、育児をしながら勤務ができる職域の更なる検討を始め、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し、支援する職場づくりを推進します。

取組 8 消防職団員の教育訓練等の充実強化

課題等

消防職団員の教育機関として「消防大学校」・「消防学校」があり、県内外の消防職員と共に集中的な専門教育を行っており、引き続き、こうした教育機関への職員派遣が必要です。

関係業務や最新の専門的知識を習得するために、教育効果が高い研修を適切に選択していく必要があります。

若手職員の知識技術を補うため、より実践的な研修等が必要です。また、今後、新規採用職員が増加する状況においても、消防署の交替制勤務者が適切に受講できるよう、派遣研修等の見直しが必要です。

取組内容

消防職団員の教育訓練の充実強化

「消防大学校」・「消防学校」における教育訓練や各種外部研修への継続派遣とともに、消防業務の特殊性を踏まえた消防局独自の階層研修・訓練やベテラン職員の知識技術の伝承を目的とした研修制度の創設や派遣研修等の必要な見直しを行います。

さらに、消防団員が実施する各種訓練（緊急自動車運行訓練、火災対応訓練、震災対応訓練、風水害対応訓練、無線取扱訓練、活動連携訓練等）を再検討するとともに、消防職団員の連携を強化するための訓練を実施します。

消防団員教育の計画及び内容の見直し

新入団員研修、救命講習、中級幹部研修（部長及び副部長）、幹部研修（分団長及び副分団長）、防災指導員養成講習、機関員講習等を計画し、その実施内容について、随時、必要な見直しを行います。

取組 9 消防防災ヘリコプター導入の研究

課題等

消防防災ヘリコプターの導入については、ヘリポート用地の確保、購入費や維持管理費などの経費に課題があります。

取組内容

消防防災ヘリコプター導入の研究

神奈川県内においては、横浜市消防局、川崎市消防局、神奈川県警察本部等で複数のヘリコプターを運用していることや、大規模災害時には都道府県を越えた応援活動が展開される応援体制が整っていることに加え、ヘリポート用地の確保を始め、高額な導入・維持管理経費など課題も多いことから、導入について研究を行います。

本市では平成30年度末に導入した*無人航空機（ドローン）により、津久井地域などで発生する山林火災、山岳事故や水難事故の災害において、その機動性を生かした効果的な情報収集が可能です。

取組 10 火災予防体制の充実と危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）の事故防止対策の促進

課題等

【火災予防関連】

火災予防の様々な取組により、火災件数は、平成 22 年の 249 件に対して、平成 30 年は 142 件と大幅に減少することができました。今後もこれまで実施してきた取組を継続的に実施する必要があります。

建物火災のうち、住宅火災の占める割合が、毎年約 6 割を占め、火災による死者数は、毎年 10 人前後発生しています。また、平成 30 年は、死者 9 人のうち、3 人が高齢者（65 歳以上）で、その全ての住宅において、住宅用火災警報器の設置は無く、主に逃げ遅れによるものでした。このことから、超高齢化の進行等に伴う火災による高齢者の被害軽減や、設置義務化から 10 年以上が経過することによる住宅用火災警報器の維持管理・交換の促進等を推進することが必要です。

近年、*防火対象物の大規模化、高層化、深層化や複合化等が急速に進み、その用途、利用形態の多様化が進んでいます。また、安全・安心に対する社会の認識が高まっており、防火対象物の利用実態に即した防火安全対策を構築していくことが求められています。さらに、防火対象物の重大な消防法令違反に対して、法令に適合したものとすよう違反是正の徹底を図る必要があります。

本市において、放火火災（疑いを含む。以下同じ。）は、昭和 61 年以降、平成 29 年まで連続して出火原因の第 1 位となっていることから、引き続き、放火火災を防止する取組が必要です。

行政機関への申請手続き等の電子化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の施行により、様々な分野で電子化に向けた取組が進んでいます。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、本市においても多数の外国人来訪者等が駅、ホテル、観光施設等を利用することが想定され、利用施設において、火災、地震等の災害が発生した場合の適切な対応が求められます。

火災原因調査により、火災原因の究明とともに、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の効果的な予防及び警防体制を確立し、さらに消火活動を行う上で不可欠な資料を提供するものであることから、調査体制の充実が必要です。

【危険物関連】

重大事故の発生を防止するため、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化を始めとする事故への対策を適切に講じるよう指導する必要があります。

大規模地震発生に伴う流出事故等を防止するため、危険物施設の地震対策の推進が必要です。

【火薬・高圧ガス関連】

○近年、事業所においては、施設の老朽化・高経年化、保安人材の不足・高齢化といった構造的な課

題が顕在化しつつあるため、*IoT、*ビッグデータ、*AI等を活用した自主保安の高度化を促進する必要があります。

○新技術等への対応の円滑化を図るため、安全で合理的な規制を推進する必要があります。

取組内容

予防要員の適正配置等と人材育成

予防業務の見直しを検討するとともに、予防要員（予防事務を行う職員）の適正配置を行います。また、予防技術資格者の計画的な養成（更なる火災予防に係るスペシャリスト養成の検討を含む。）を行い、予防業務の更なる強化を図ります。

防火教育の推進

幼少期に火災から身を守る方法、消火器取扱い等を実施する体験型の授業を実施することは、防火意識の向上に重要かつ有効であることから、小学校3年生、4年生等を対象とした少年・少女防火教育（ファイヤースクール）を引き続き、推進します。

防火対象物、危険物施設等における違反是正の促進

全ての市民が安全で安心な暮らしやすいまちを実現するために、防火対象物、危険物施設等に対して立入検査を行うことはもとより、重大な消防法令違反が判明した場合には、消防用設備等の状況に関する公表制度の活用、警告、命令等を行い、違反の是正を促進します。また、違反是正の体制を強化します。

住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置・点検・交換の促進、防災製品の普及を促進するとともに、高齢者等への火災予防対策を推進します。また、広報媒体を活用した積極的な広報を行います。

放火火災防止対策の推進

「相模原市放火火災防止対策計画」による取組を継続的に推進するとともに、市のホームページで放火火災の情報の共有化を図るなど、市民、事業所、地域及び関係機関と連携して、更なる放火火災防止対策を推進します。

火災予防に係る事務の電子化

国等の動向に注視し、火災予防に係る申請等の電子化について検討します。

外国人来訪者が利用する施設に対する避難誘導等の安全対策の推進

宿泊施設等における立入検査、消防訓練、消防計画の修正等に係る指導を行うとともに、避難誘導の多言語化や視覚化、宿泊施設等によるホームページ上での防火・防災対策に関する情報発信等を推進します。

火災原因調査体制の充実

火災調査資機材等を整備するとともに、火災調査室の設置について検討し、火災調査体制の強化に取り組みます。

危険物施設等（危険物、高圧ガス及び火薬類）の事故防止対策の促進

危険物施設等に対し、適切な貯蔵、取扱い及び維持管理について、事業所の実態に即した安全対策の徹底を指導するとともに、法令改正を始め、全国で発生した事故事例や科学技術の進展に伴う新基準等の情報を速やかに発信することで、自主保安体制の強化を促進します。

取組 1 1 消防広報の充実

課題等

市民により分かりやすい消防サービスの提供、火災予防や予防救急などを目的とした広報の更なる充実が必要です。

多種多様な災害が発生する中、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することはもとより、不安の解消などを目的とした、適時適切な災害広報が必要です。

類似火災の発生防止などを目的として、市が直接又は報道機関等を通じた、積極的な災害広報が必要です。

取組内容

各種消防広報に必要な取組

市民に分かりやすい消防サービスを提供するため、専門職員の配置等を通じて、必要な情報発信を行うとともに、広報紙、市ホームページ、テレビ・ラジオ、* SNS などの多様な媒体を活用し、広く市民に消防業務や災害情報等について情報発信を行います。さらに、民間事業者等との連携を通じた情報発信力の充実について検討します。

取組 1 2 救急需要増加等への対策

課題等

救急出場件数は年々増加し、平成30年の出場件数は、過去最多の37,498件となり、過去10年間で約30%増加しています。特に高齢者の搬送割合が約53%に達しており、また、軽症者の搬送割合も約52%（平成29年の軽症者搬送人員：16,645人）と全体の半数を超えている状況です。

救急隊の現場到着時間は、救急需要増加などにより、近年延伸傾向にあり、超高齢化の進行等により、更なる救急件数の増加も予想されています。これらの状況を踏まえると、救急隊を更に配置する必要があります。

救命率を更に向上させるためには、救急業務の高度化などの質の向上に加えて、救急需要増加への適切な対応が不可欠です。

潜在的な重傷者の発見及び救護、軽症者の搬送割合の減少や不急の救急出場の抑制などを目的とした救急医療相談と医療機関案内を行う*救急安心センター事業（7119）の導入や住民による緊急度判定を支援する*全国版救急診断アプリ（Q助）の普及が必要です。

訪日外国人への救急対応として、電話通訳センターを介した三者間同時通話による119番多言語対応・*救急ボイストラ・救急車利用ガイドの多言語化等が必要です。

迅速な救急搬送を目指し、AIを活用した救急隊運用の最適化について検討が必要です。

取組内容

救急隊の配置等

超高齢化の進行等による救急需要増加に対応するため、消防隊との連携や救急事故多発時における非常用救急隊編成など、現行の取組と合わせ、今後の救急需要等を勘案し、*日勤救急隊の新たな設置、救急出場件数の多い同一消防署所への2隊配置など、救急隊の増隊に向けた取組を推進するとともに、公共施設などを活用した機動的な運用を検討します。

救急車の適正利用等に関する普及啓発活動等

市民に対し、広報紙やホームページ等を活用し、救急車の適正利用等に関する普及啓発活動を推進するとともに、緊急度を判定し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供する「*緊急度判定ツール」等の活用の周知並びに救急医療情報センターの充実・推進、救急安心センター（7119）事業の導入を図ります。

また、高齢者の救急需要対策として、*地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、相模原市高齢者福祉施設協議会等の関係機関と連携し、対応を推進します。

予防救急の推進

熱中症の予防やインフルエンザの流行などの情報を積極的に広報するとともに、救急事故の発生を減少させる予防救急について推進します。

119番受信時等におけるトリアージ（緊急度判定体系）の検討

現在、緊急度・重症度の高い傷病者に対して、より迅速に対応するため、国において119番受信時及び救急現場におけるトリアージの導入を検討していることから、本市においても、それらの動向を注視し、119番受信時及び救急現場におけるトリアージの導入について検討します。

救急業務における民間活力の活用

「症状は軽微だが交通手段がない」などの要請に対しては、民間の患者等搬送事業者などによる移送サービスの案内が効果的です。本市においては「相模原市患者等搬送事業認定要綱」を施行し、令和元年6月末現在、11事業者を認定しており、平成30年度からは「患者等搬送乗務員再講習」を行っています。

「相模原市民間活力の活用に関する指針」等を踏まえ、民間委託などの活用を引き続き検討するとともに、今後も患者等搬送乗務員及び患者等搬送事業者の認定を推進します。また、救急活動用消耗品の安定的な供給及び突発的な事案等に対応するため、令和元年度に導入した「*救急資器材管理供給システム（SPD）」の更なる推進を図ります。

取組 1 3 救急高度化の推進

課題等

救急救命士制度の導入、救急救命士を含む救急隊員の*処置範囲の拡大、さらには*メディカルコントロール体制の整備といった取組の結果、救命率は向上していますが、引き続き、医療機関等との連携の強化が必要です。

救急救命士及び*認定救急救命士の退職者を考慮した計画的な養成、*指導救命士を中核とした再教育体制の充実、高度救命処置用資器材の整備など救急業務の高度化の推進が必要です。

取組内容

救急救命士の配置

本市においては、救急業務の高度化に適切に対応するため、平成4年から救急救命士の養成を開始し、全ての救急隊に2名以上を配置しています。

今後も救命率を更に向上させるため、全ての救急隊へ2名以上の配置を継続し、高度な応急処置を迅速かつ適切に実施する体制を推進します。

さらに、救急隊に限らず、119番通報時における応急手当の指導を実施する通信指令室や複雑多様化する災害に対応するため、消防隊、救助隊等への配置についても推進します。

救急高度化への対応と資器材の整備

高度化・多様化する救急業務に対応するため、救急救命士及び気管挿管や薬剤投与などの高度な応急処置ができる認定救急救命士を計画的に養成するとともに、救急救命士を始めとした、全ての救急隊員の知識技術等を維持・向上させることを目的に生涯研修や基本研修などを計画的に実施します。さらに生涯研修等の再教育を充実するため、指導救命士を計画的に養成します。

また、救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した高度救命処置用資器材の配置を促進するとともに、各種病原体の感染を防止するため、救急隊員の予防接種等、感染防止体制についても推進します。

メディカルコントロール体制の充実強化

本市においては、平成15年4月に北里大学病院救命救急・災害医療センターを中核的医療機関とし、相模原市、大和市、座間市、綾瀬市等の医師会、病院協会、保健所、保健福祉部局、消防(局)本部で構成する「県北・県央地区*メディカルコントロール協議会」を設置しています。

同協議会において、医師による常時指示体制等の整備等を実施してきたところですが、引き続き、救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等、救急業務の高度化を図るため、メディカルコントロール体制の充実強化を図ります。

消防と医療の連携推進

本市の救急医療体制については、比較的軽症な患者の診療を受け持つメディカルセンターによる初期救急、入院を必要とする患者の診療を受け持つ病院群輪番制による二次救急、重篤な患者の診療を受け持つ北里大学病院救命救急・災害医療センターによる三次救急と機能分担による救急医療体制を確保しています。

しかしながら、近年の医療における医師確保や診療科目の細分化などの課題によって、救急車の受入れに支障が生じていることから、*相模原市救急業務検討会及び*相模原市医療対策協議会でそれら課題を検討するなど、消防と医療の連携を推進します。

取組 1 4 市民に対する応急手当の普及啓発

課題等

救急要請の 1 1 9 番通報から救急隊が現場に到着するまでに、救急現場に居合わせた一般市民による*自動体外式除細動器 (A E D) 等による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られます。このことから、市民に応急手当の知識技術が広く普及するよう、実技指導に積極的に取り組んでいくことが重要であり、各種救命講習のほか、一般市民向け応急手当 W E B 講習 (e - ラーニング) などによる普及啓発の更なる促進が必要です。

応急手当の普及については、心肺機能が停止した傷病者を救命する A E D の取扱いを含めた*心肺蘇生法技術の習得に主眼を置き、市民体験型の普及啓発活動を推進するほか、民間施設等への A E D 設置について更なる働きかけを推進する必要があります。

取組内容

応急手当普及啓発

A E D の取扱いを含めた心肺蘇生法技術を広く市民に普及するため、市主催による救命講習会を計画的に実施するとともに、各種団体等からの申請に基づき、応急手当指導員等を派遣し普及講習を実施します。

A E D の設置推進

「*相模原市自動体外式除細動器 (A E D) 使用可能施設登録制度実施要綱」に沿って、民間施設等による A E D 設置の更なる促進を図り、市内のあらゆる場所において、早期に A E D が使用できる体制の強化を引き続き推進します。

【 A E D 使用可能施設登録制度 登録状況 (台数) 】 平成 3 1 年 3 月 2 5 日現在

緑区	中央区	南区	市内合計
1 4 2	1 6 4	1 6 2	4 6 8

5 まとめ（計画の推進）

本計画は旧計画と同じく、全ての市民が安全で安心な暮らしやすいまちを実現するための「消防力の強化」に必要な取組をまとめたものです。

相模原市総合計画の策定に当たって実施した「市民アンケート」などの市民参加事業において、「安全安心都市」が第1位であることや、消防署所の配置、消防水利の整備、消防団員の確保による防災力の強化などの対応が必要との意見が寄せられており、本計画の取組により、市民ニーズを捉えた質の高い消防サービスを提供します。

「安全で安心な暮らしやすいまち」の実現に向け、今後の社会情勢、都市構造や本市を取り巻く様々な環境の変化を捉えつつ、火災、救急、救助等の災害はもとより、今後発生が危惧される首都直下地震などの大規模地震、台風・集中豪雨による大規模災害を始め、テロ災害の発生など、大規模かつ複雑多様化する災害や事故に適切に対応するため、本計画の取組を着実に推進します。

本計画の取組の達成度を測るため、次のとおり成果指標を設定して、進行管理を行います。

成果指標

指標と説明	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
火災による損害額 【維持】	292,558 千円	292,558 千円	292,558 千円
火災による被害を増大させないことを目的に、損害額が過去5年（平成26年～30年）の平均額である292,558千円を超えないことを目標に設定しました。			
消防力が強化されているかを見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「効果的な消防・救急体制の構築」「消防団機能の充実」「火災予防対策の推進」			
火災件数 【維持】	160件	160件	160件
火災による被害を増大させないことを目的に、火災件数が過去5年（平成26年～30年）の平均件数である160件を超えないことを目標に設定しました。			
火災予防対策への取組状況を見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「火災予防対策の推進」			
救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合 【増加】	47.4%	49.0%	50.6%
市民の応急手当実施率について、年0.4%増加することを目標に設定しました。			
市民による応急手当の普及状況を見る指標 『施策15 消防力の強化』対応する取組の方向 「救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発」			



建物火災における消火活動の様子

用語の解説（五十音順）

【ア行】

* I o T（Internet of Things）

様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

* I P 化・I P 網

I P 化とは、複数の通信ネットワークを相互に接続し、データの中継・伝送して一つの大きなネットワークにすることができる通信規約（プロトコル）であり、I P によって接続された世界規模の巨大なコンピュータネットワークをインターネット（the Internet）という。また、I P 網とは、通信規約（プロトコル）により I P で接続されたもの

* A I（Artificial Intelligence）

人工知能

* S N S（Social Networking Service）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

【カ行】

* 火災予防

建物や危険物施設などの検査、防火管理の指導や火災の原因調査など、火災の発生を未然に防ぐための様々な取組

* 機能別団員

特定の活動にのみ参加する消防団員。相模原市には、消防団員の規律の維持と士気の高揚を図るための相模原市消防団ラッパ隊と女性の特性を生かした火災予防広報、応急手当の普及啓発、自主防災訓練の指導等を行うための相模原市消防団女性分団、愛称「あじさい隊」がある。

* 救急安心センター事業（ 7 1 1 9 ）

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、相談員から電話でアドバイスを受けることができる取組

* 救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、心肺停止状態等の傷病者に対して静脈路確保や薬剤投与、器具を用いた気道確保などの救急救命処置を行うことができる者

*救急資器材管理供給システム（SPD）

救急活動用消耗品の調達・購入・使用・補充などの物品の流れを一元管理するシステムで、業務の効率化、過剰在庫の解消、大規模災害や感染症大流行等の緊急的な需要に早期に対応できるシステム

*救急ボイストラ

救急隊用の多言語音声翻訳アプリ。音声翻訳機能に加え、使用頻度が高い会話内容を定型文として登録しており、音声と画面文字でのコミュニケーションが可能であり、画面文字として表記されることから、聴覚障害者などにも対応できる。 対応言語：英語、中国語、韓国語など15か国語

*救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車

小型動力ポンプ付積載車をベースとした手動式の油圧切断機やエンジンカッター等を搭載した車両

*緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防本部の協力を得て、消防機関相互による援助体制を構築するために創設された消防の応援部隊

*緊急度判定ツール

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、住民自らが行う緊急度判定を支援する冊子（救急受診ガイドなど）やアプリ（Q助など）の総称

*警防本部システム

平成30年3月に導入した大規模な地震や風水害等が発生した際に消防局で運用するシステム。119番を受信する指令台と連動することにより、対応する各消防署（大隊本部）が早期に災害事案を把握するとともに、被害情報を一元管理するなど、迅速かつ適切な災害対応が可能となる。

*高規格救急車

自動体外式除細動器（AED）や心電計などの高度救命処置用資器材を搭載し、救急救命士が活動するための構造を有する救急車

*小型高圧遠距離送水装置

小型かつ軽量で遠距離の高圧送水ができるポンプ装置

*国際消防救助隊

海外で大規模な災害が発生し、被災国の要請により国際緊急援助活動を行うために、日本から派遣

する国際緊急援助隊の中で、救助チームとして人命の救助を行う消防隊。相模原市では6名の隊員を登録している。

【サ行】

*再任用職員

平成25年度以降に60歳定年退職となる職員から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、当面、60歳で定年退職となる職員等が再任用を希望する場合、退職日の翌日から公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用される職員

*相模原市医療対策協議会

救急医療対策、産科医療対策、精神科救急医療対策など相模原市の医療体制や医療全般における諸問題について検討を行う協議会

*相模原市救急業務検討会

相模原市の救急業務の円滑な推進を図るため、救急救命士や救急隊員の教育に必要な検討や本市救急医療体制の課題等の調査検討を行う検討会

*相模原市消防団充実・強化基本方針

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）を基に、平成27年6月に消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善について定めた方針

*相模原市自動体外式除細動器（AED）使用可能施設登録制度

市内の民間施設がAEDを設置し、消防局に使用可能施設として登録する制度。119番通報時に近隣のAED使用可能施設を案内できるなど、より早くAEDを使用することが可能となり、救命率の向上につながる。

*相模原ルール

ベッド満床や手術中などの理由により、速やかに傷病者の搬送先が決定しない場合、北里大学病院救命救急・災害医療センターで一時的に受け入れ、必要な処置等を実施した後、二次病院等へ搬送するルール

*指導救命士

メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務を指導する救急救命士で、医学的知識や豊富な現場経験などを持ち合わせるなど、一定の要件を満たし、神奈川県メディカルコントロール協議会で認定を受けた救急救命士

* 自動体外式除細動器（A E D）

心臓が心室細動（不整脈の一種）という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器

* 消火栓ホース格納箱

旧津久井4町からの継続事業であり、津久井地域内において消防車が到着するまでの間、地域住民による初期消火活動を実施するため、消火栓付近にホース、筒先等が納められた箱

* 少年・少女防火教育（ファイヤースクール）

幼少期からの火災予防思想の普及啓発を目的として、火災から身を守る方法、消火器の取扱い等を実施する体験型の授業

* 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線のアナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。デジタル無線は、明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層適切な指示を発令することができること、チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信^{ふくそう}が抑制できること、消防本部間の通信ネットワークが接続され、より広域的な通信が容易になることなどのメリットがある。平成28年5月末までにデジタル方式（260MHz帯）に移行している。

* 消防計画

消防機関が、その任務を十分に果たすため、火災その他の災害に対処して迅速かつ効果的に活動できるように事前に作成する計画

* 消防署所

消防ポンプ自動車、救助工作車、はしご自動車や救急自動車などの消防用自動車等と、これを常時運用するための消防職員を配置し、災害が発生した場合に迅速に出場可能な体制を確保するための拠点施設。消防署のほか、分署、出張所及び派出所がある。

* 消防情報管理システム

消防業務の効率化を図るため、119番の受付を始め、防火対象物や消防水利、消防車両の位置など、災害活動に必要な様々な情報を一元的に管理・活用することができるシステム

* 消防水利の基準

市町村の消防に必要な消火栓や防火水槽などの消防水利の整備水準を定めた、総務省消防庁の告示

* 消防力の整備指針

消防署所や消防車両、消防職員の配置など、地域の実情に即した適切な消防体制を整備するため、市町村が目標とすべき消防力の整備水準として定めた、総務省消防庁の告示

* 情報通信技術（ICT）

通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

* 処置範囲の拡大

救急救命士法の施行以降、心肺機能停止傷病者に対して気管挿管や薬剤投与など、救急救命処置の範囲が拡大され、平成 26 年からは、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液、血糖測定や低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められた。

* 心肺蘇生法

心肺機能が停止した状態にある傷病者に胸骨圧迫と人工呼吸を繰り返し行い、自発的な血液循環及び呼吸を回復させる手技

* 全国版救急診断アプリ（Q 助）

急な病気やケガなどにより、「救急車を呼んだ方が良いか」「今すぐに病院に行った方が良いか」と迷った時に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するアプリ（Web 版・スマートフォン版がある。）

【夕行】

* 耐震性貯水槽

耐震性を有した認定品として設置された防火水槽

* 多目的消防ポンプ自動車（屈折はしご自動車）

900 リットルの水槽付の消防自動車に 13 メートルのブーム（はしご）と泡消火が可能な装置を搭載した 1 台で 3 つの機能を有している消防車両

* 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供されるもの

* デジタル地域防災無線

防災行政無線は、これまではアナログ方式による音声及びファクシミリ主体の運用が行われてきたが、今

後はICTを積極的に活用し、安全・安心な社会を実現するために、文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行することで、防災情報の高度化・高機能化を図っている。

*特殊災害対応自動車

核物質、生物剤、化学剤に起因する災害対応器具（生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具）を常時積載することができる構造、設備及び外気の進入を防止する陽圧構造を有する車両

*特別高度救助隊・高度救助隊

大規模な災害等に対応するため、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成し、高度な救助用資機材と同資機材を積載することができる消防車両を装備した救助隊

*ドクターカー

医療機器を装備し、医師、看護師が救急現場に向かう特別な救急車。傷病者を収容後、すぐに治療が開始されるため、治療開始までの時間を短縮できる。傷病者を搬送するための装置が設置されている「救急車型」とそうでない「乗用車型（ラピッドレスポンスカー）」の2種類がある。

*トリアージ

災害や交通事故などで、一時に大勢の傷病者が発生した場合に、重症度によって治療や搬送する順番を決めること

【ナ行】

*日勤救急隊

救急需要対策だけでなく、救急救命士資格を有する育児中の職員など、24時間勤務が難しい職員の活躍の場を拡げるとともに、指導救命士を配置し、救急救命士資格取得予定職員などの教育を直接行うことができる救急隊（運用時間：平日08：30～17：15）

*認定患者等搬送事業者

緊急性がない場合や医療機関を受診する手段がない場合など広く利用することができ、応急手当の資器材を積載するとともに、応急手当が実施できる者が乗車しており、消防局が認定した患者等搬送事業者（民間救急車）

*認定救急救命士

救急救命士が行う救急救命処置の範囲が拡大され、拡大された処置（気管挿管や薬剤投与など）を行うための専門教育を修了し、それぞれの資格について神奈川県メディカルコントロール協議会で認定を受けた救急救命士

【ハ行】

*ビッグデータ

事業に役立つ知見を導出するための多種多量のデータ

* 5 G

L T E の 1 0 0 倍となる超高速、多数同時接続や L T E の 1 0 分 1 となる超低遅延といった特徴による新たな無線技術(5 G New Radio(NR))。移動中でも高精細映像を用いた活動などが実現できる。

*防火対象物

建築物など火災予防行政の主たる対象となるもの

【マ行】

*無人航空機(ドローン)

遠隔操作や自動操縦により飛行する操縦士が搭乗しない航空機又は飛翔体

*メディカルコントロール協議会

プレホスピタルケアの質を医学的見地から担保する仕組みで、プロトコル(病院前救護活動指針)の策定、生涯研修、医師による指示や指導・助言、活動事例の事後検証と問題点の抽出、個々の救急隊員へのフィードバックやプロトコルの改善などを行う協議会

*メディカルコントロール体制

医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するため、医師からの常時指示体制、医師による事後検証及び医療機関における救急救命士の教育などを行う体制

*メタル回線

メタル回線とは、電話回線網の伝送媒体となる心線(芯線)に金属材料を用いたケーブル。電力供給や通信回線など広い用途に用いられている。銅などの金属でできた芯線をシースと呼ばれる被覆で覆った構造になっており、芯線を電気が流れる。

【ヤ行】

*予防救急

救急車が必要となるような病気やケガを未然に防ぐための取組